

# 調査研究等の実施状況

# 調査研究等（全体）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
過労死等事案の分析	民間雇用労働者	労災認定事案のデータベースの構築	①労災不支給事案のデータベースの構築 ②業種横断的な解析 ③重点業種（運輸業、飲食業）の解析	①重点業種（教職員、IT産業、医療）の解析 ②包括的な解析
	国家公務員	事案収集	公務災害事案のデータベースの構築	包括的な解析
	地方公務員	事案収集	公務災害認定事案のデータベースの構築	公務災害と認定されなかった事案のデータベースの構築
疫学研究等	職域コホート研究	準備作業	予備的な調査を実施	本調査の開始（10年間）
	介入研究	準備作業	調査開始	調査結果の解析、取りまとめ
	実験研究	予備実験の実施	本実験の実施	実験結果の解析、取りまとめ
過労死等の労働・社会分野の調査・分析		企業・労働者へのアンケート調査の実施	①自動車運転従事者、外食産業へのアンケート調査の実施 ②法人役員、自営業者へのアンケート調査の実施 ③平成27年度調査結果の統計分析	教職員、IT産業、医療へのアンケート調査の実施
結果の発信		HPや白書での公表	HPや白書での公表	HPや白書での公表

# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者①）

## 1 労災認定事案等の分析

認定事案により重点的に対処すべき心身への負荷要因を解明し、さらに不支給事案により幅広く総合的な健康管理の対象とすべき心身への負荷要因を解明する。

### ① 労災認定事案のデータベース構築

【データベース化の対象】 平成22年1月～平成27年3月の認定事案

【事案の内訳】 脳・心臓疾患事案 1,564件、精神障害事案 2,000件

<27年度>

- ・労災調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築
- ・解析の基盤となる基礎集計
  - ※ 年齢、性別、疾患名、前駆症状、業種、規模、健康診断や面接指導の実施状況等について集計
- ・運輸業について、脳・心臓疾患の試行的解析（運輸業、郵便業の81事例の解析）

<28年度>

- ・業種横断的な解析
  - ※ 業種毎の認定率を100万人当たりで算出し、上位の業種（漁業、運輸業・郵便業、建設業、宿泊業等）について、労働時間以外の負荷要因や業種毎の労働条件の違いを解析
- ・重点5業種のうち運輸業、飲食業の2業種に関する解析（運輸業：679件、飲食業：249件）

<29年度>・重点5業種のうち教職員、IT産業、医療の3業種に関する解析

- ・これまでの分析結果を基に各負荷要因等の詳細な解析

### ② 労災不支給事案のデータベース構築

【データベース化の対象】 脳・心臓疾患事案：平成22年1月～平成27年3月、精神障害事案：平成23年12月～平成27年3月

【事案の内訳】 脳・心臓疾患事案 1,961件、精神障害事案 2,174件

<28年度>

- ・労災調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築
- ・解析の基盤となる基礎集計
  - ※ 年齢、性別、疾患名、前駆症状、業種、規模、健康診断や面接指導の実施状況等について集計

<29年度>・業種横断的な解析 ・これまでの分析結果を基に各負荷要因等の詳細な解析

<29年度>3年間の研究成果の取りまとめ（認定事案と不支給事案の包括的な解析等）

# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者②）

## 過労死等事案の分析

<趣旨> (独)労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所に設置されている「過労死等調査研究センター」において、平成27年度から過労死等事案（「脳・心臓疾患」及び「精神障害」）を分析。

<対象データ> 全国の都道府県労働局・労働基準監督署に保管されている、脳・心臓疾患と精神障害の平成22年1月から平成27年3月までの調査資料。

- |                  |   |
|------------------|---|
| ①労災認定された業務上事案    | 3,564件                                    |
|                  | (脳・心臓疾患1,564件、精神障害2,000件)                 |
| ②労災認定されなかった業務外事案 | 4,135件                                    |
|                  | (脳・心臓疾患1,961件、精神障害2,174件 <sup>(注)</sup> ) |

(注) 平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づいて、業務外と決定された事案を対象

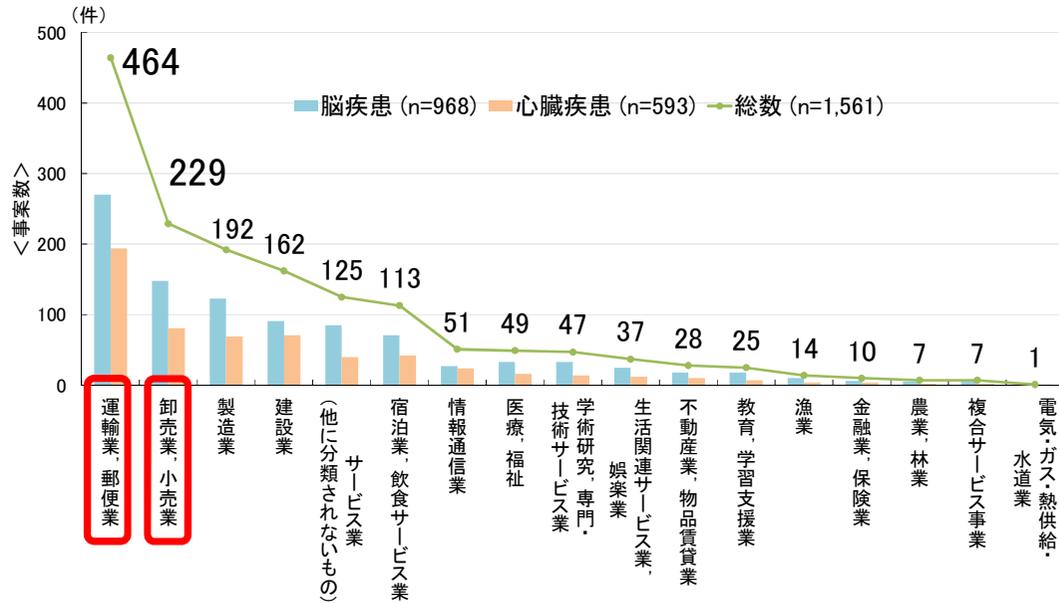
# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者③）

## 「脳・心臓疾患」事案の分析結果（その1）

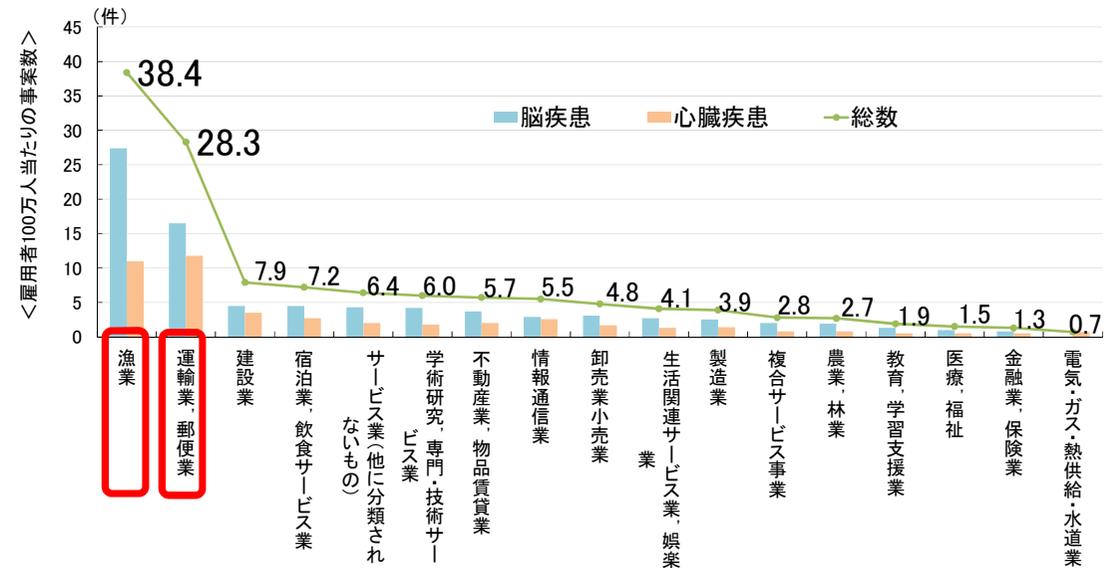
- ▶ 労災認定された業務上事案は、「運輸業，郵便業」が464件と最も多く、次いで「卸売業，小売業」が229件と多い（第1図の左図）。
- ▶ 労災認定された業務上事案を雇用者100万人当たりで見ると、「漁業」が38.4件と最も多く、次いで「運輸業，郵便業」が28.3件と多い（第1図の右図）。

第1図 疾患・業種別の事案数(脳・心臓疾患、業務上事案)

＜平成22年1月～平成27年3月までの事案数＞



＜雇用者100万人当たりの事案数＞



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

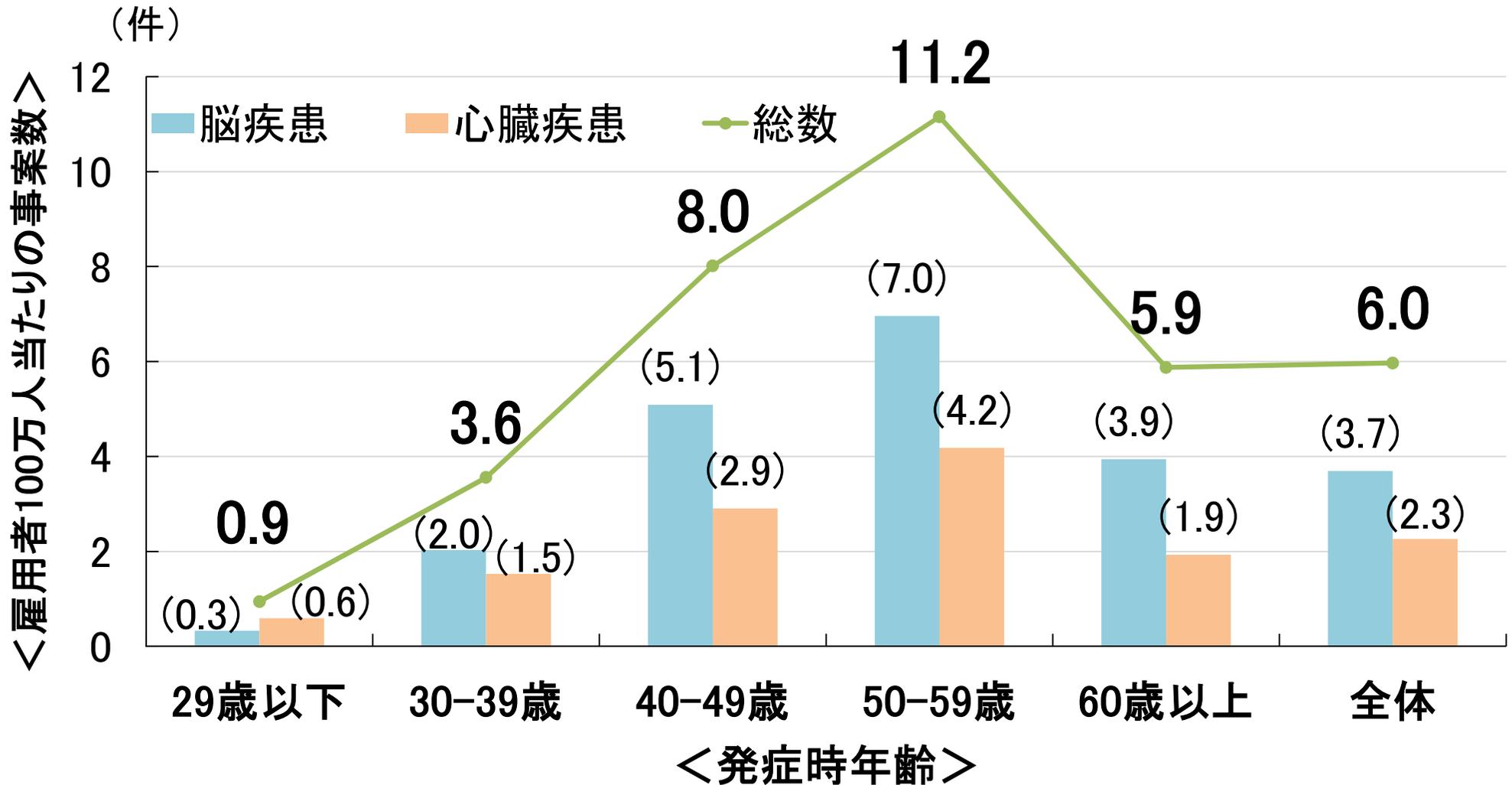
(注) 雇用者100万人当たりの事案数のうち、漁業については、雇用者数が100万人未満であるため、平成22年1月～平成27年3月までの約5年間の実際の事案数(14件)よりも多いことに留意が必要。

# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者④）

## 「脳・心臓疾患」事案の分析結果（その2）

➤ 労災認定された業務上事案を雇用者100万人当たりで見ると、「脳疾患」、「心臓疾患」とともに50歳代、40歳代が多く、また、29歳以下を除く全ての年齢階級で、「脳疾患」が「心臓疾患」よりも多い（第2図）。

第2図 疾患・年齢階級別の雇用者100万人当たりの事案数（脳・心臓疾患、業務上事案）

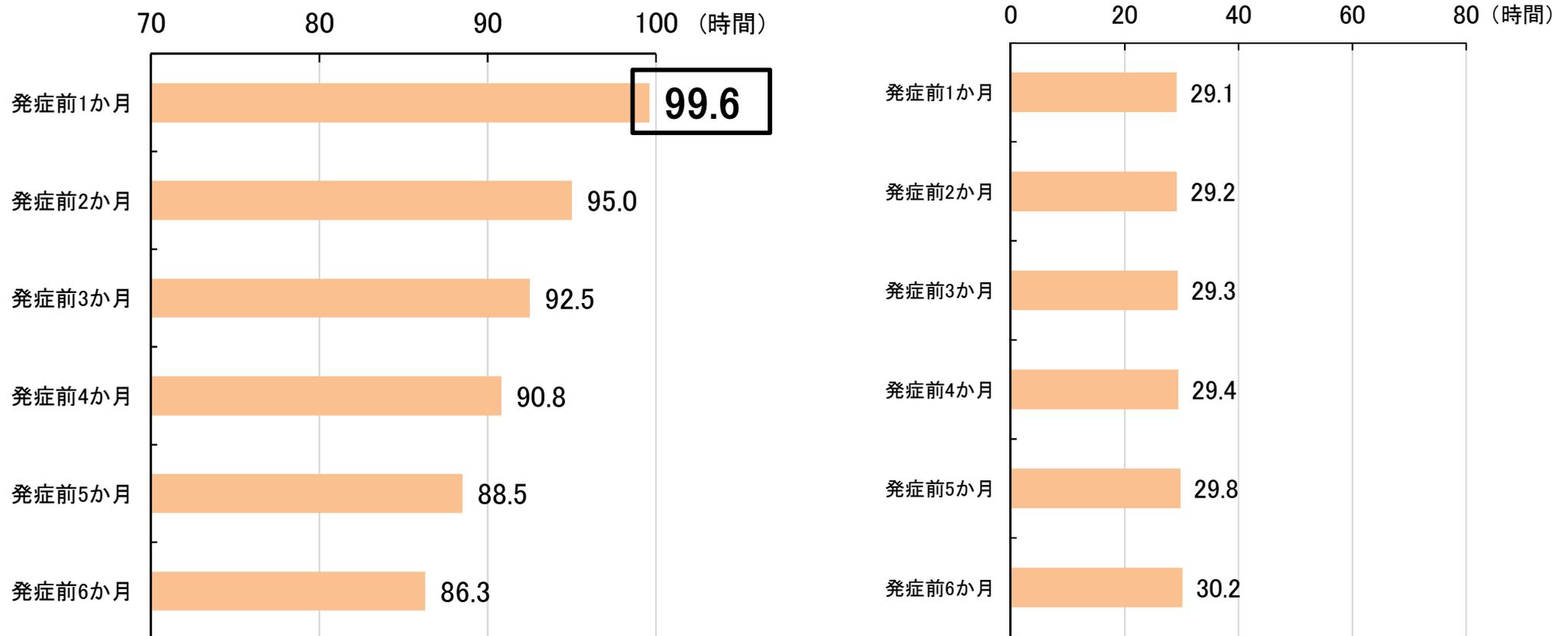


# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者⑤）

## 「脳・心臓疾患」事案の分析結果（その3）

▶ 労災認定された業務上事案と労災認定されなかった業務外事案の発症前各月の時間外労働時間を比較すると、業務上事案については、発症前期間が直前であるほど時間外労働時間が長く、発症前1か月で99.6時間であった（第3図の左）。一方、業務外事案については、発症前1か月～6か月のどの月でも30時間程度であった（第3図の右）。

第3図 労災認定された業務上事案(左)と労災認定されなかった業務外事案(右)の時間外労働時間の比較(脳・心臓疾患)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成27、28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」  
(注) 発症前各月の時間外労働時間について、確認できた事案を集計し、平均して算出したもの。

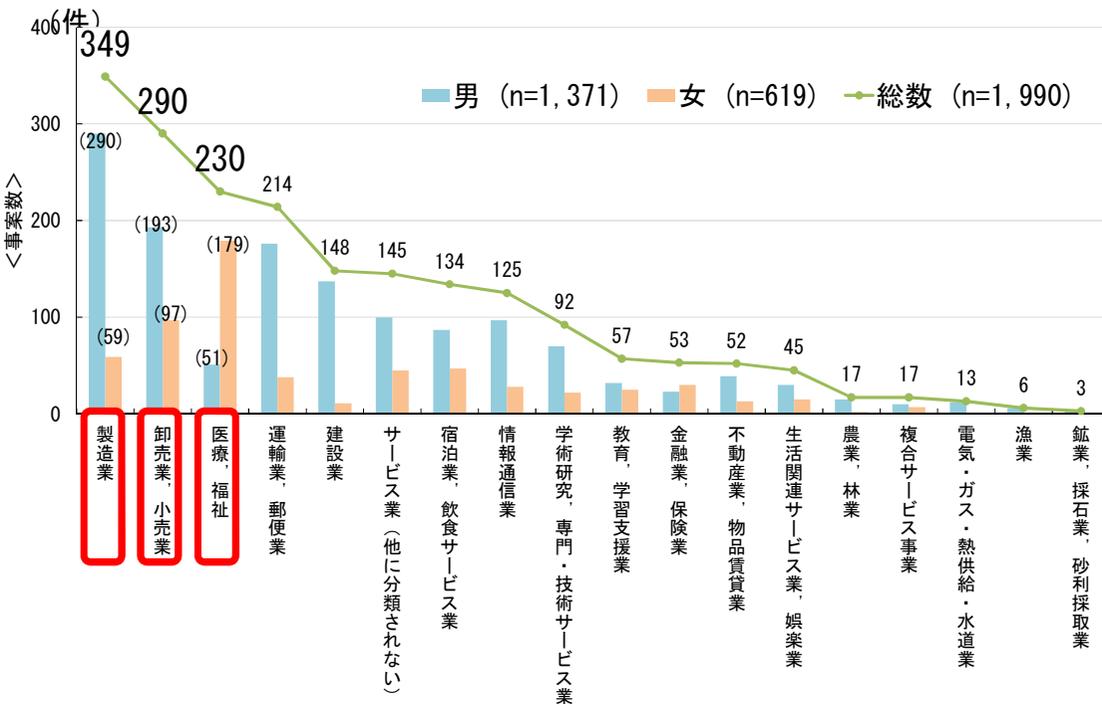
# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者⑥）

## 「精神障害」事案の分析結果（その1）

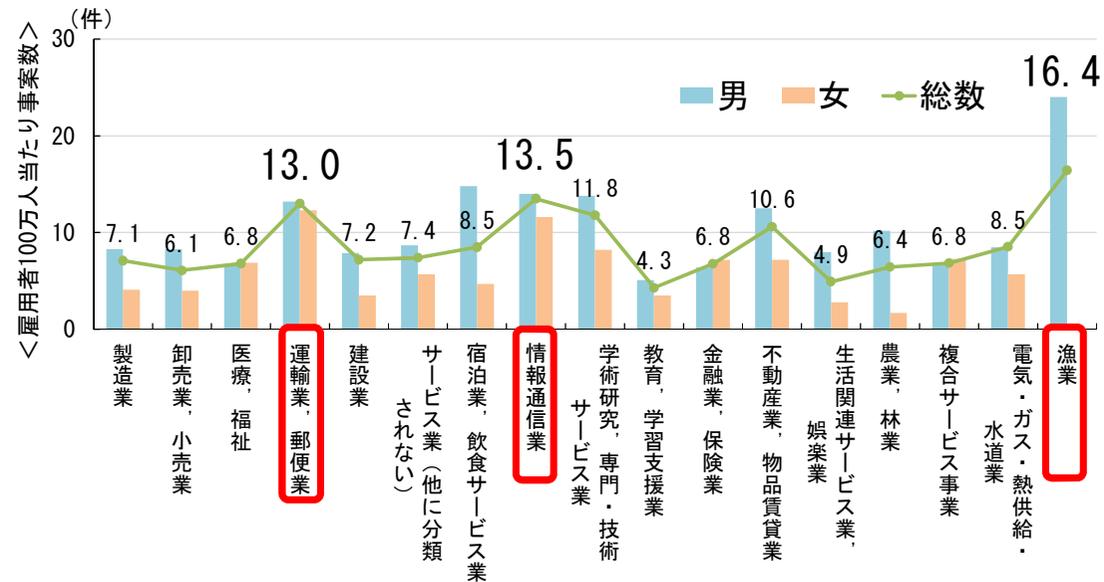
- ▶ 労災認定された業務上事案は、「製造業」が349件と最も多く、次いで「卸売業，小売業」の290件、「医療，福祉」の230件が多い（第4図の左図）。
- ▶ 労災認定された業務上事案を雇用者100万人当たりで見ると、「漁業」が16.4件と最も多く、次いで「情報通信業」の13.5件、「運輸業，郵便業」の13.0件が多い（第4図の右図）。

第4図 業種・性別の事案数(精神障害、業務上事案)

＜平成22年1月～平成27年3月までの事案数＞



＜雇用者100万人当たりの事案数＞



（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

（注）1. 業務上事案のうち、調査資料より業種が特定できない事案を除外した。

2. 「鉱業，採石業，砂利採取業」に係る雇用者100万人当たり対事案数については、総務省「労働力調査」において雇用者数が0（万人）となっており、値を算出できないことから本図では省略。

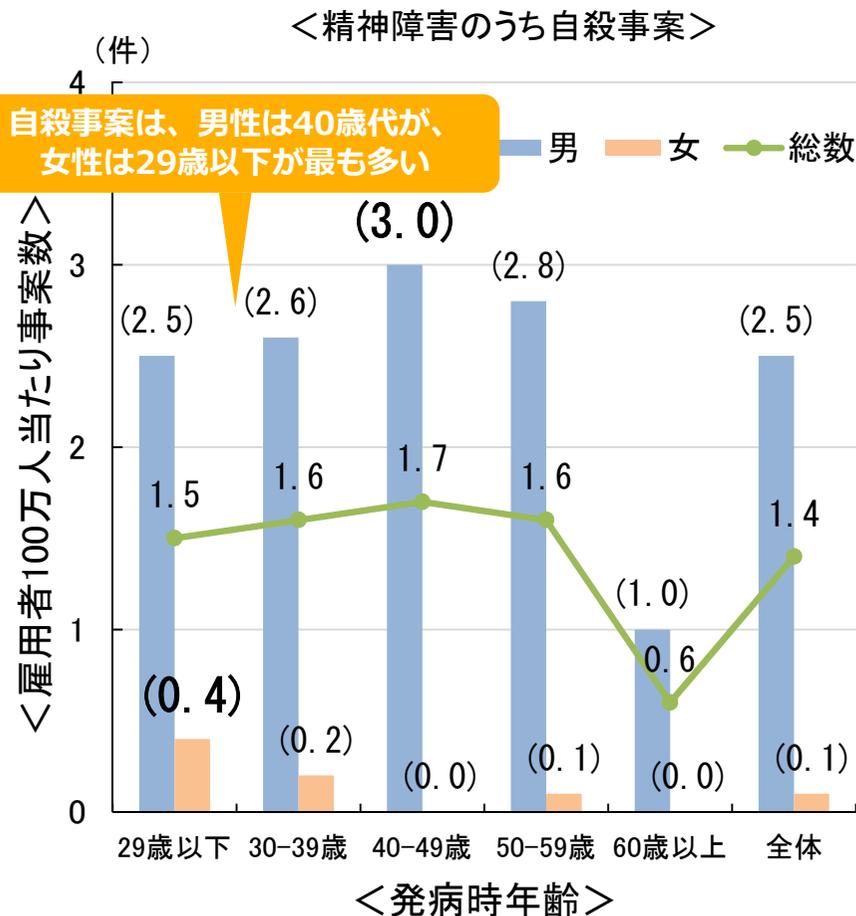
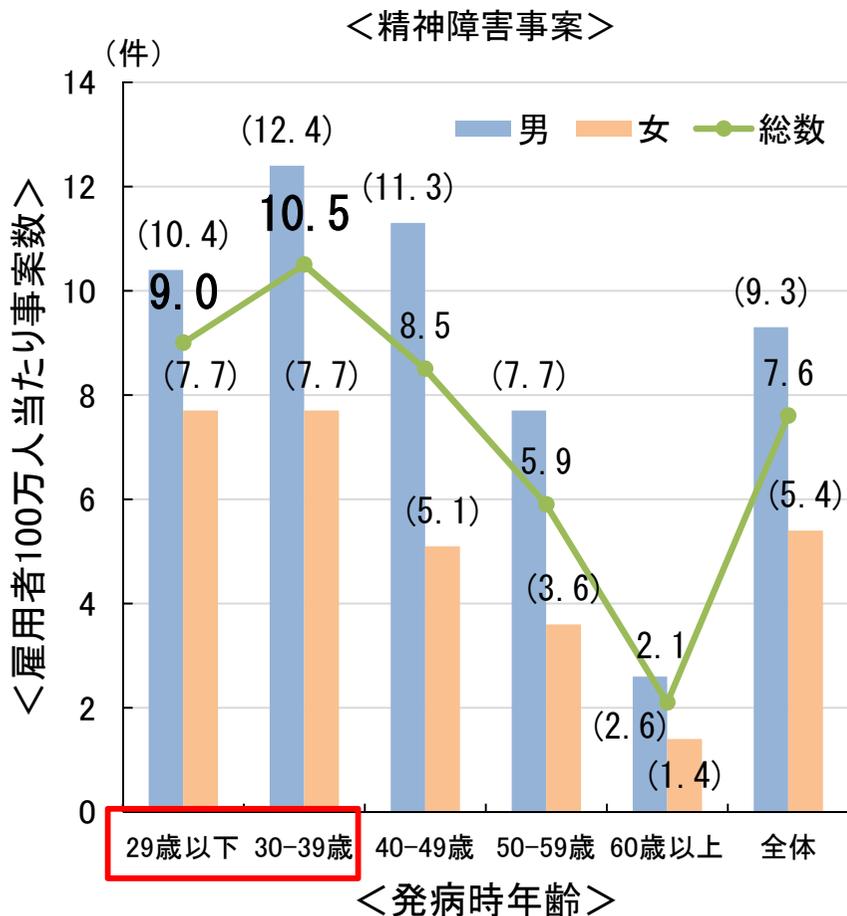
3. 雇用者100万人当たりの事案数のうち、漁業については、雇用者数が100万人未満であるため、平成22年1月～平成27年3月までの約5年間の実際の事案数（6件）よりも多いことに留意が必要。

# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者⑦）

## 「精神障害」事案の分析結果（その2）

- ▶ 労災認定された業務上事案を雇用者100万人当たりで見ると、30歳代、29歳以下の若年層で多く、男性では30歳代が、女性では29歳以下、30歳代が最も多い（第5図の左）。
- ▶ 自殺事案については、男性では40歳代が、女性では29歳以下が最も多い（第5図の右）。

第5図 性・年齢階級別の雇用者100万人当たりの事案数(精神障害、業務上事案)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」  
 (注) 業務上事案のうち、調査資料より業種が特定できない事案を除外した。

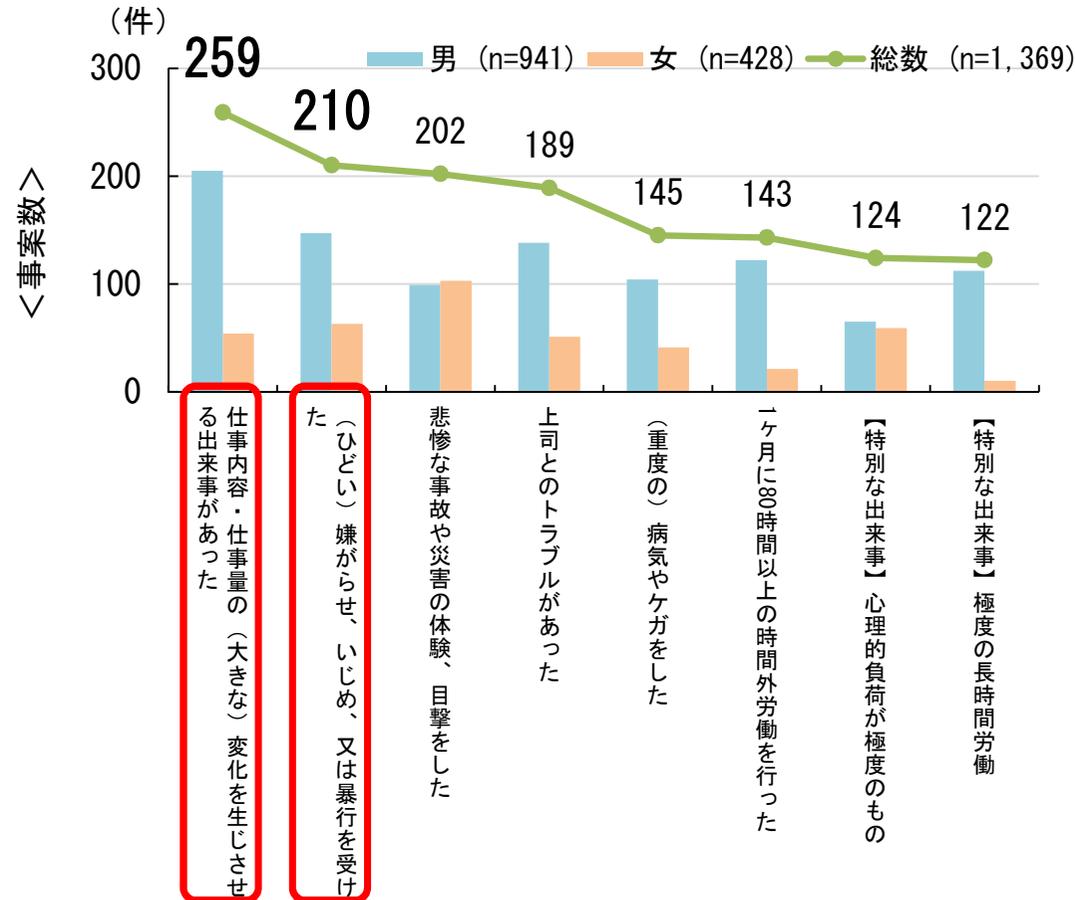
# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者⑧）

## 「精神障害」事案の分析結果（その3）

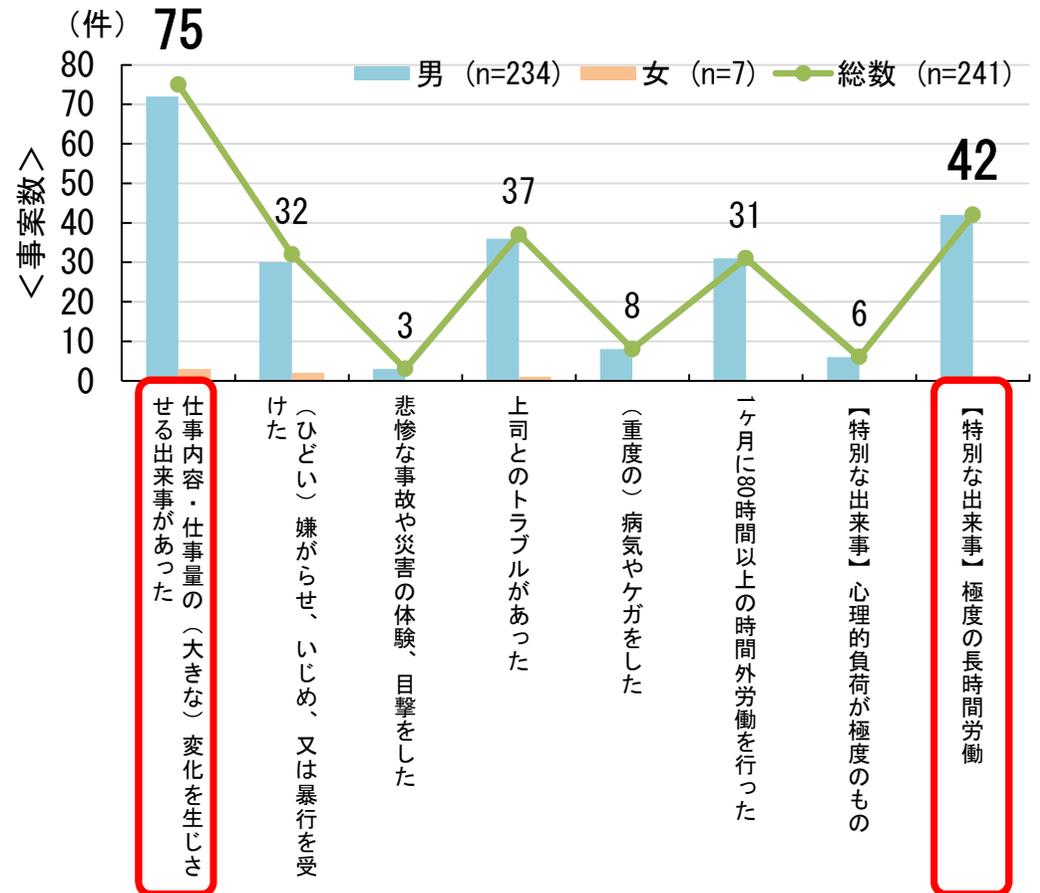
- ▶ 労災認定された業務上事案を出来事別でみると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当した事案が最も多く、次いで、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が多い（第6図の左）。
- ▶ 自殺事案では、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当した事案が最も多く、次いで、特別な出来事である「極度の長時間労働」が多い（第6図の右）。

第6図 主な出来事別の事案数(精神障害、業務上事案)

＜精神障害事案＞



＜精神障害のうち自殺事案＞



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成27年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」  
 (注) 出来事(特別な出来事を含む。)のうち該当数が多いもののみ記載した。

# 過労死等事案の分析（民間雇用労働者⑨）

## 重点2業種の分析結果

### ➤ 運輸・郵便業（脳・心臓疾患465件、精神障害214件）

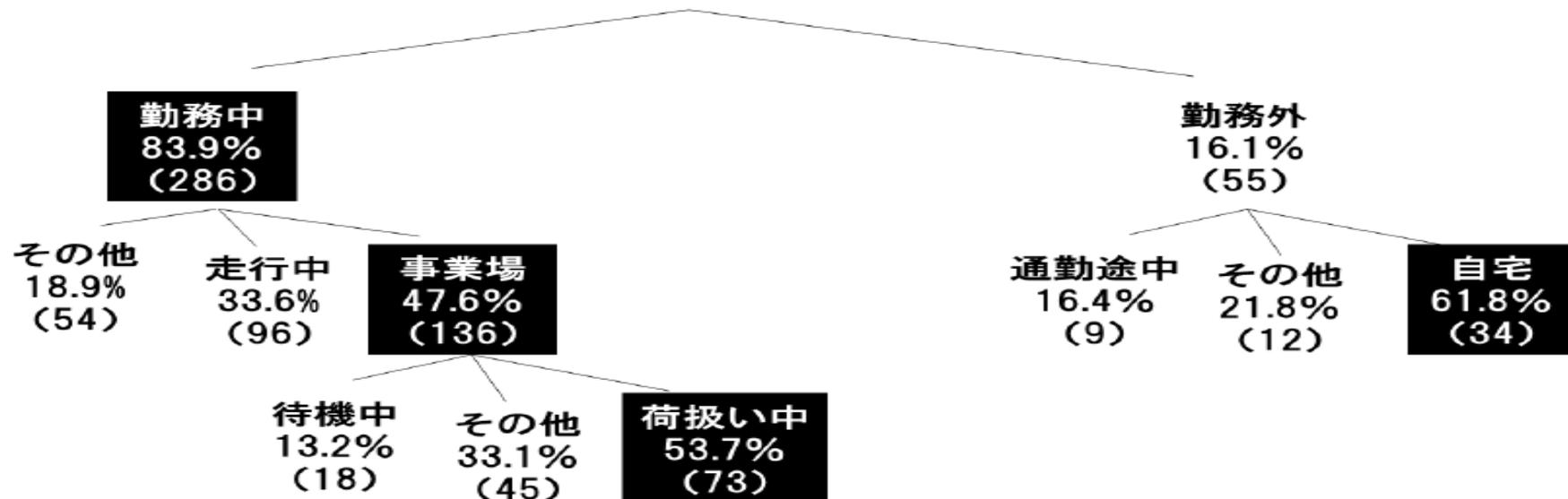
トラックは、深夜・早朝を含む運行が多く、運行時刻が不規則であり、宿泊を伴う運行や荷役などの身体的不可のある労働が特徴。脳・心臓疾患では、1～3月の厳寒期と7～9月の猛暑期に被災が多く、雇用年数では2年以下と15年以上に被災が多い。また、事業場での被災では、荷扱い中が多い（第7図）。

タクシー、バスは、拘束時間が長く、客扱いによる精神的緊張を伴う勤務が特徴。

### ➤ 宿泊業・飲食サービス業（脳・心臓疾患114件、精神障害135件）

外食産業のサービス従事者は、日勤の勤務形態をとりながら実際には昼間2交代のシフト制が特徴。少人数の職場では、とりわけ現場責任者の拘束時間が長く、休日が少なかった。

第7図 トラック(341)の脳・心臓疾患被災時状況



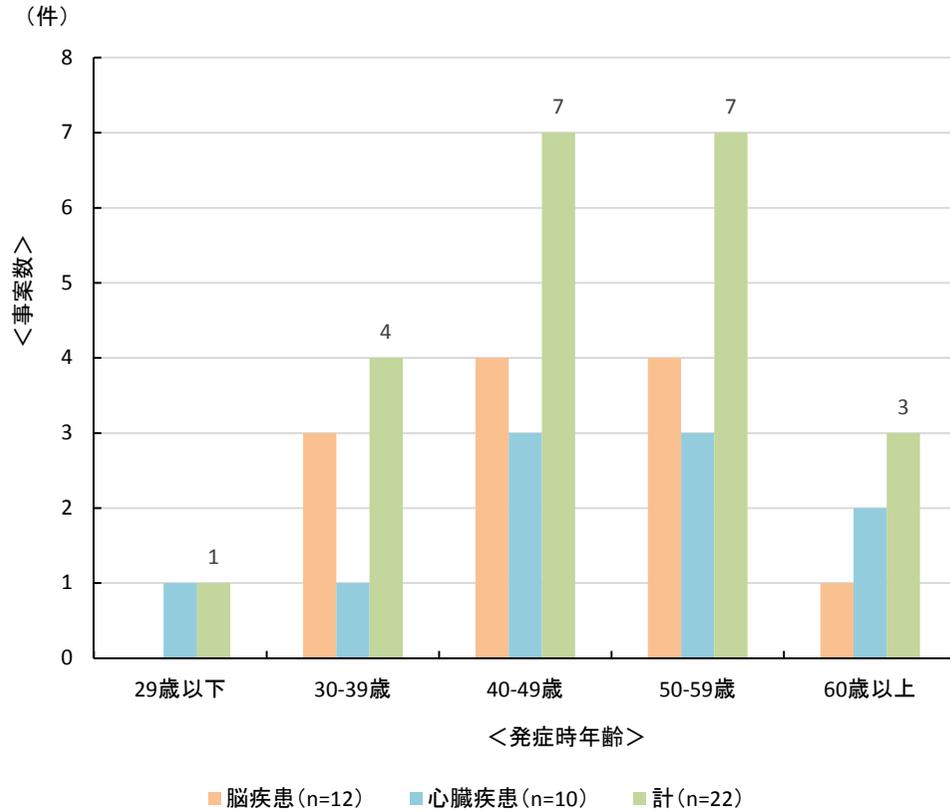
# 過労死等事案の分析（国家公務員①）

## 「脳・心臓疾患」事案の分析結果 【分析の対象：平成22年度～平成26年度の認定事案】

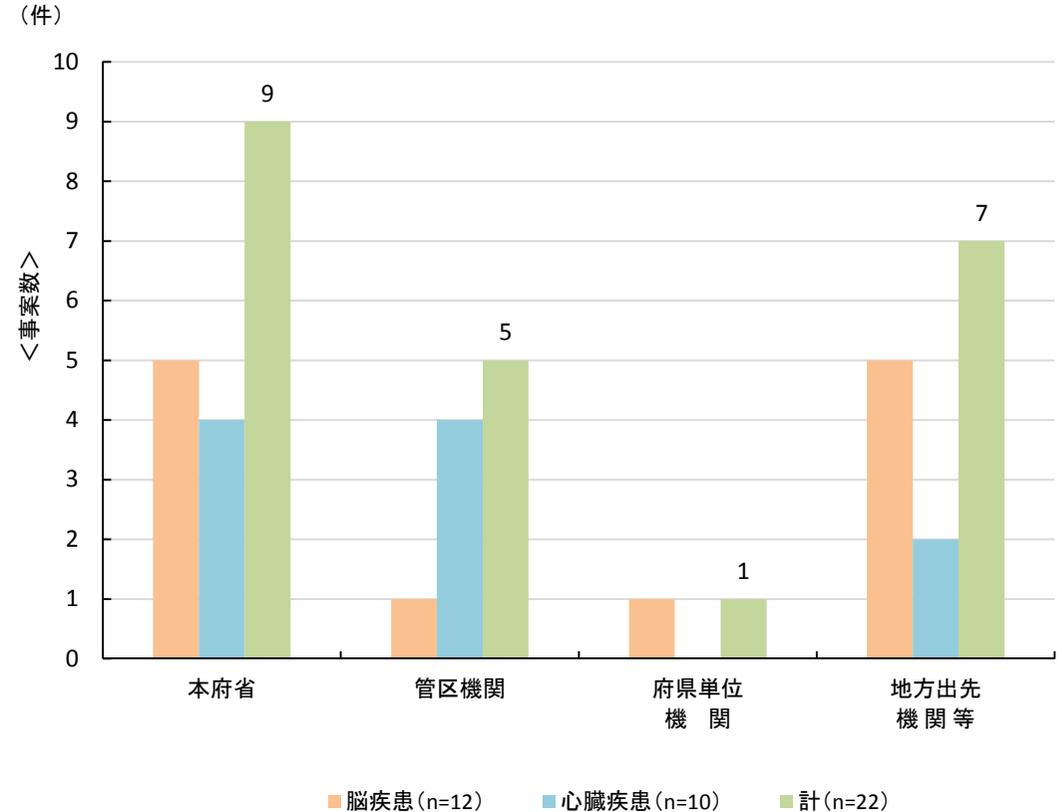
➤脳・心臓疾患事案について、発症時年齢別にみると、40～49歳と50～59歳の事案がともに7件ずつで、これらの年齢層で全事案の6割強（63.6%）を占めた（第1図）。

組織区分別でみると、「本府省」が最も多く、「脳疾患」、「心臓疾患」ともに全体の事案のほぼ4割を占めた（第2図）。

第1図 疾患・年齢階級別の事案数（脳・心臓疾患、公務上事案）



第2図 組織区分別の事案数（脳・心臓疾患、公務上事案）



(資料出所) 人事院調べ

# 過労死等事案の分析（国家公務員②）

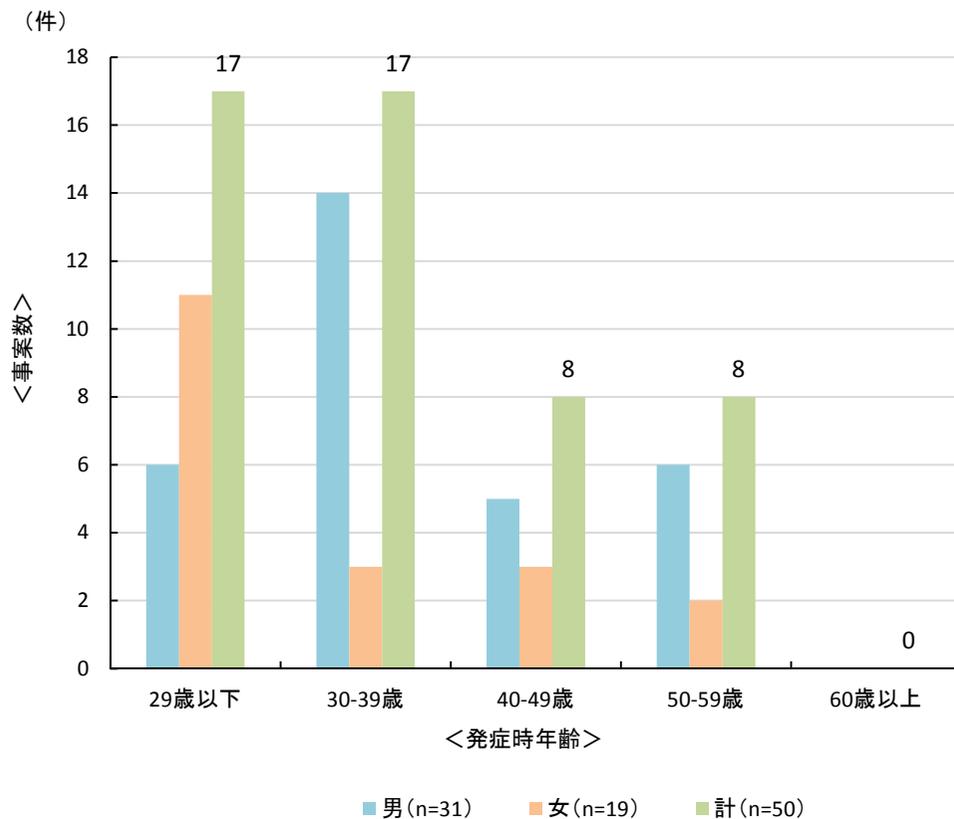
## 「精神疾患等」事案の分析結果 【分析の対象：平成22年度～平成26年度の認定事案】

➤精神疾患等事案について、性別・発症時年齢別にみると、年齢別では29歳以下と30～39歳の事案がともに17件ずつと最も多く、これらの年齢層で全事案の7割弱（68.0%）を占めた（第3図）。

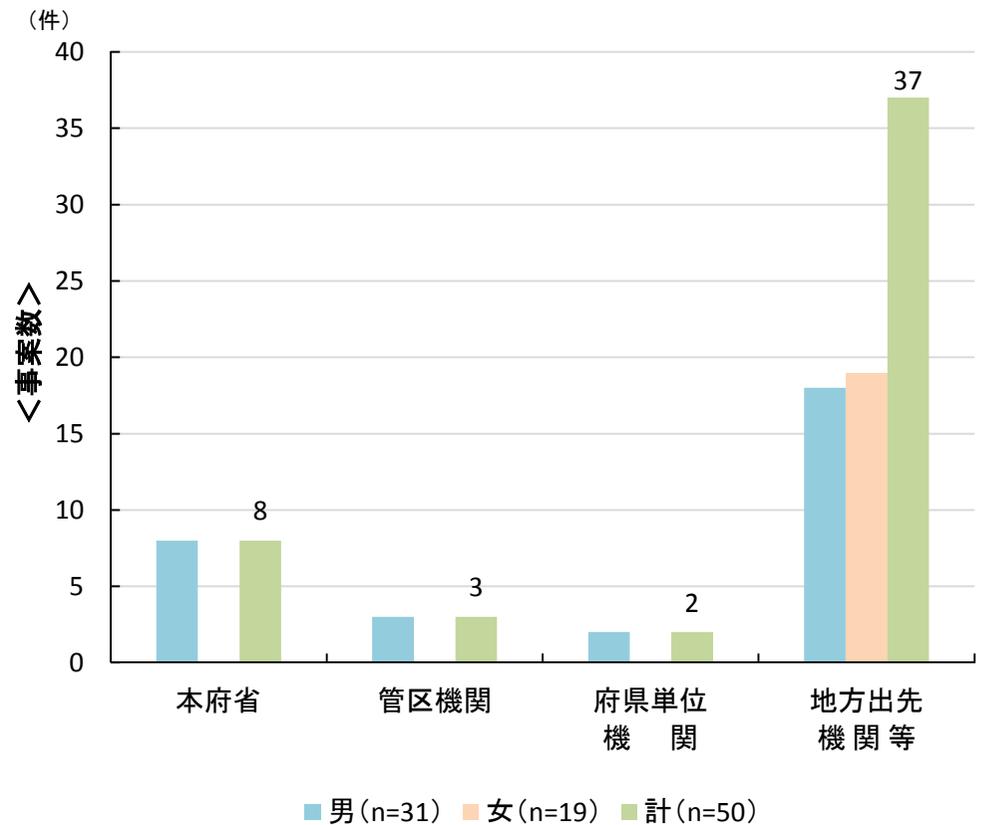
男女別割合では、男性が31人（62.0%）、女性が19人（38.0%）であった。

組織区分別でみると、「地方出先機関等」が37件（74.0%）で最も多かった（第4図）。

第3図 性・年齢階級別の事案数（精神疾患等、公務上事案）



第4図 組織区分別の事案数（精神疾患等、公務上事案）



（資料出所）人事院調べ

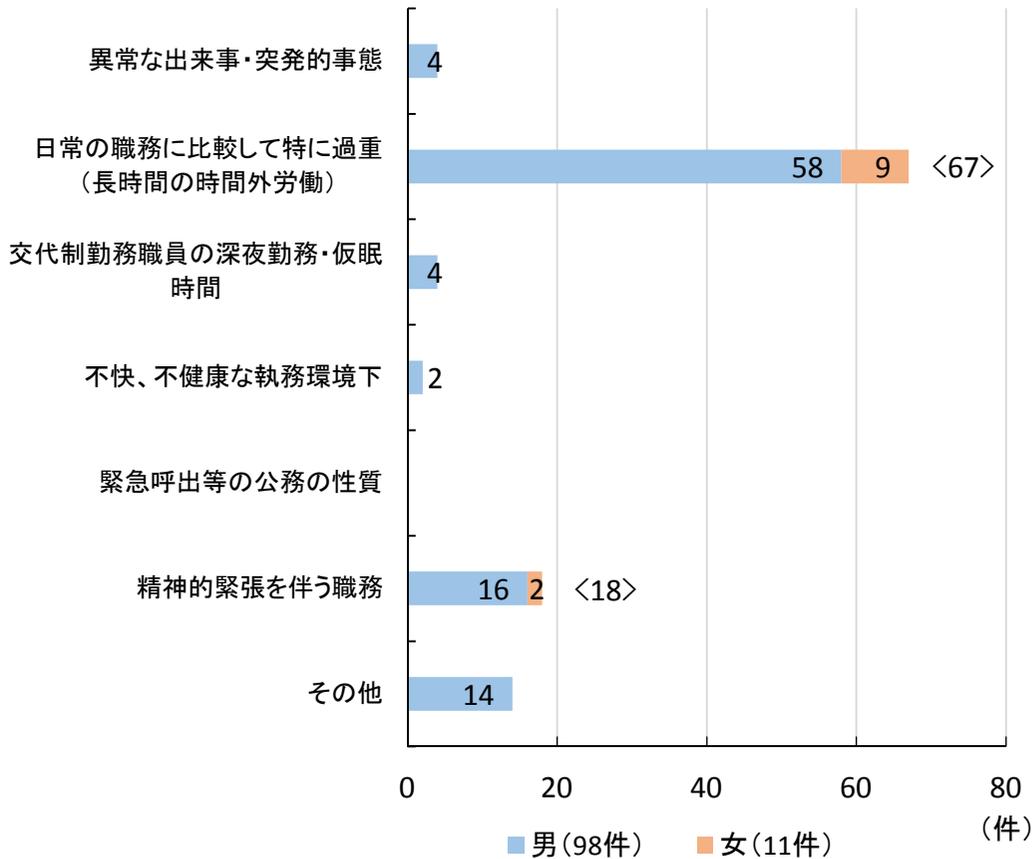
# 過労死等事案の分析（地方公務員①）

## 「脳・心臓疾患」事案の分析結果（平成22年1月～平成27年3月）

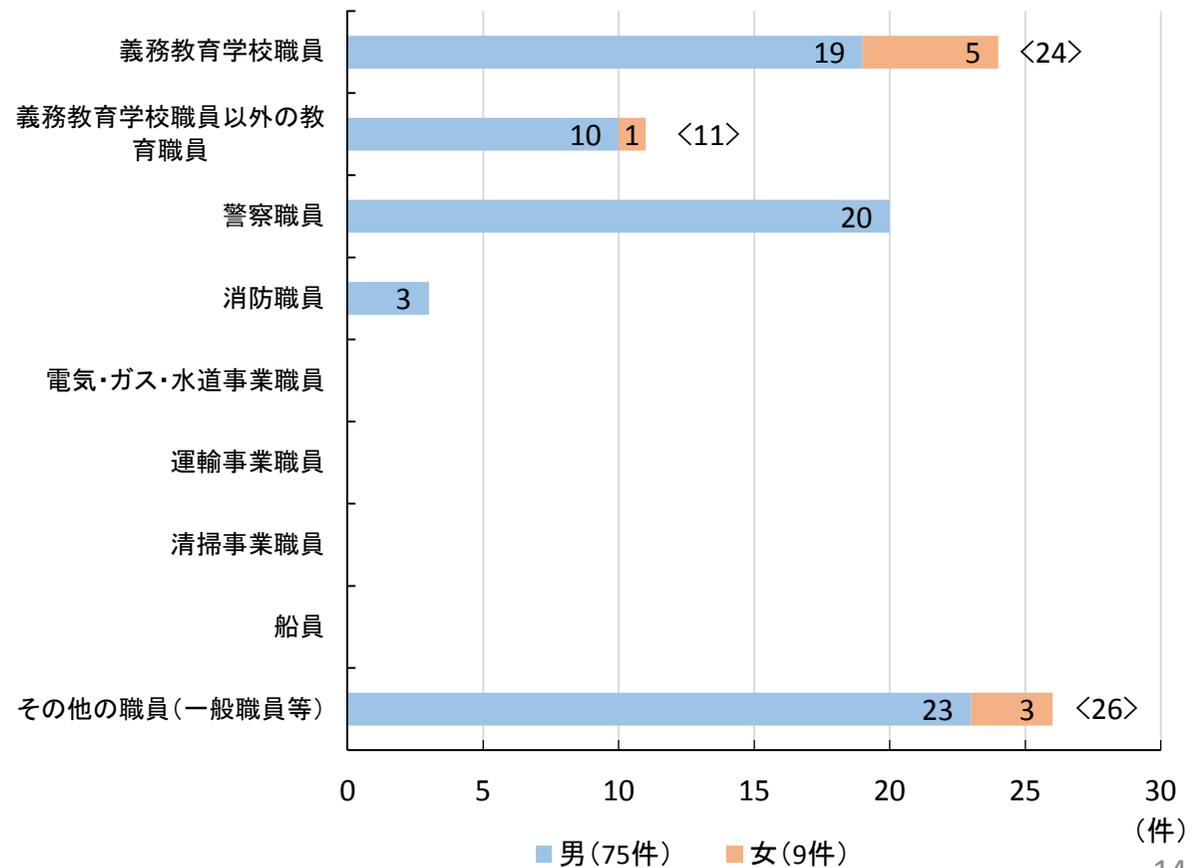
- 過重負荷が認められる職務従事状況では、男女ともに「長時間の時間外労働」が最も多かった（第1図の左）。
- 職種では、「その他の職員」が26件、「義務教育学校職員」が24件、「警察職員」が20件の順に多かった。（第1図の右）。

第1図 主な出来事別、職種別の事案数（脳・心臓疾患、公務上事案）

### ＜過重負荷が認められる職務従事状況＞



### ＜被災者の職種＞



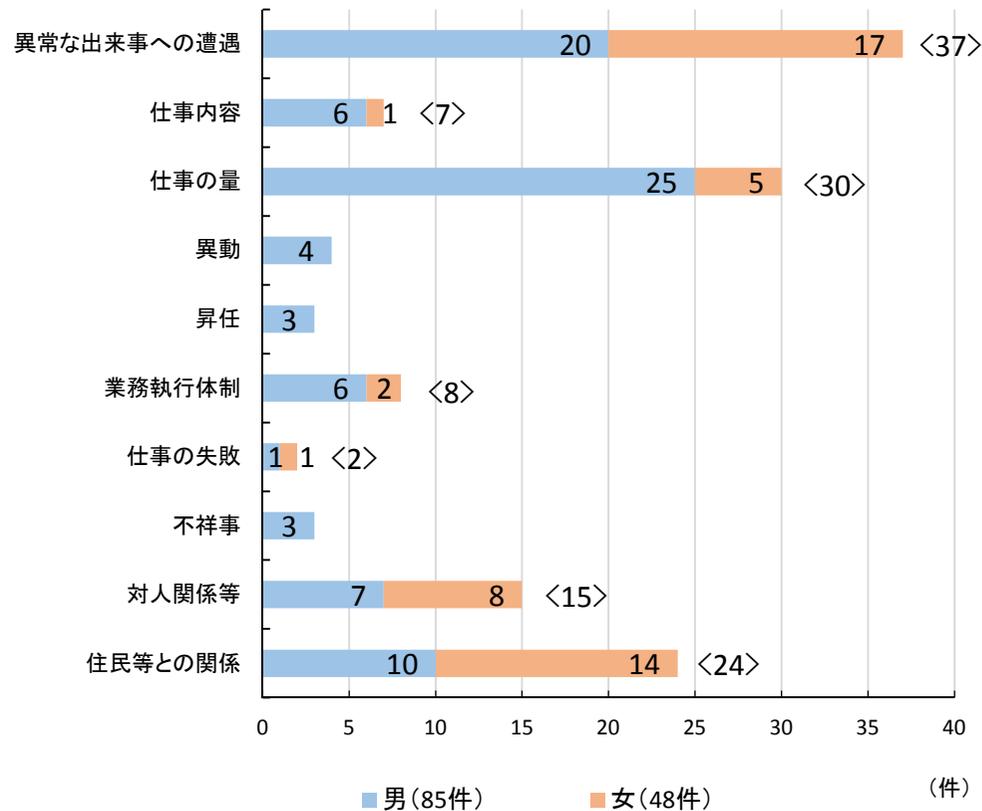
# 過労死等事案の分析（地方公務員②）

## 「精神疾患」事案の分析結果（平成22年1月～平成27年3月）

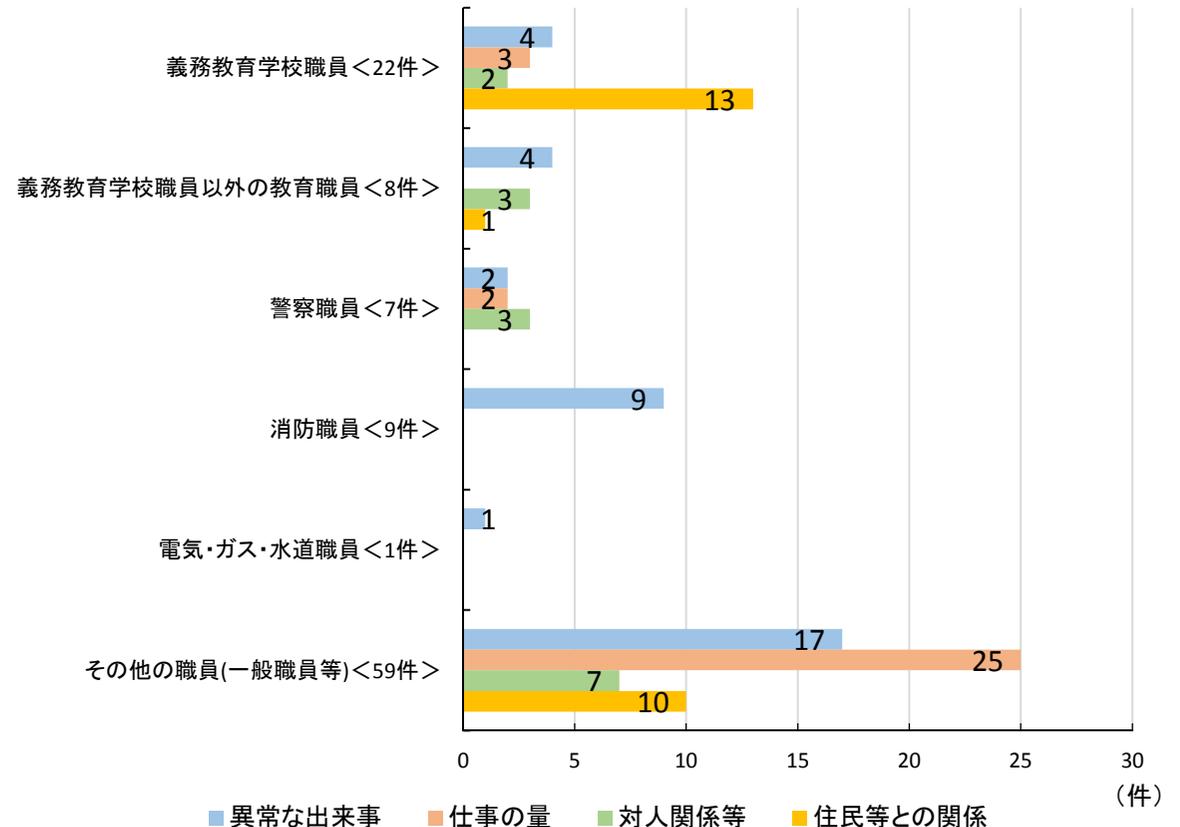
- 過重負荷が認められる職務従事状況では、「異常な出来事への遭遇」が37件、「仕事の量」が30件、「住民等との関係」が24件、「対人関係等」が15件の順に多かった（第2図の左）。
- 職種別の主な過重負荷でみると、義務教育学校職員は、22件中「住民等との関係」が13件。警察職員は、7件中「対人関係等」が3件。消防職員は、9件中「異常な出来事」が9件。その他の職員（一般職員等）は、59件中「仕事の量」が25件とそれぞれ最も多かった（第2図の右）。

第2図 主な出来事別、職種別の事案数（精神障害、公務上事案）

### ＜過重負荷が認められる職務従事状況＞



### ＜職種別にみた過重負荷が認められる主な職務従事状況＞



# 疫学研究等

## 1 疫学研究

### (1) 職域コホート研究

過労死等の実態解明を進めるため、労働時間、仕事のストレス、睡眠時間等の要因と健診結果等との関連を長期間(10年程度)かけて調査し、どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が強いのか調査する。

#### 主なスケジュール

- <27年度>・調査の準備作業(調査項目、調査集団の検討)
- <28年度>・基礎情報を収集し調査項目や質問方法等について検証するため、WEB調査(約1万人)を実施
  - ・調査開始(長期間かけて調査する集団を選定(労働者数計2万人程度))
- <29年度>・上記労働者に対して第一回調査(ベースライン調査)を実施

### (2) 職場環境改善に向けた介入研究

過労死等を防止する有効な対策を把握するため、職場の環境を改善するための取組を実施し(職場環境改善に向けた介入)、その効果を客観的な疲労度やストレス度を継続的に測定し検証する。

#### 主なスケジュール

- <27年度>・調査の準備作業(調査項目、調査集団の検討)
- <28年度>・調査開始(職場環境改善に向けた事業場の選定(労働者数約50人))
  - ・上記労働者に対して職場環境改善前(介入前)の調査を実施
- <29年度>・職場環境改善に向けた取組の実施(介入)
  - ・継続的な調査の実施(介入後)
  - ・調査結果の解析
  - ・結果の取りまとめ

## 2 実験研究

過労死等の防止のためのより有効な健康管理のあり方を検証するため、長時間労働と循環器負担のメカニズムの解明などをテーマに研究する。

#### 主なスケジュール

- <27年度>・本実験に向けての予備実験を実施(少人数を対象)
- <28年度>・約50人を対象に、長時間労働の作業中・後の血圧、心拍数、疲労感等を測定する本実験を開始
- <29年度>・実験の継続と実験結果の解析
  - ・結果の取りまとめ

## 企業・労働者へのアンケート調査

- 過労死等の実態の解明のためには、疲労の蓄積等の直接の原因となる労働時間だけでなく、業務の特性や、生活時間等の労働者側の状況等も含めた要因及びそれらの関連性も分析していく必要がある。
- 労働・社会面からみた過労死等の状況を探るため、平成27年度においては、企業及び労働者を対象としたアンケート調査を平成27年12月から平成28年1月にかけて実施（注1、2）。

企業調査：約1万社（回答1,743件）

労働者調査：約2万人（回答19,583件）

### 〈調査項目の例〉

- ・ 時間外労働協定の締結状況、労働時間等の状況
- ・ 所定外労働が発生する理由
- ・ 休暇制度、休暇の取得状況
- ・ 過重労働防止のための取組状況
- ・ 脳・心臓疾患、精神疾患による休職の状況等

### 〈調査項目の例〉

- ・ 労働時間等の状況
- ・ 休暇の取得状況
- ・ 勤務先における過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況
- ・ 生活時間の状況、疲労の蓄積やストレスの状況等

その概要はP15～20のとおり。なお、ストレスの状況（第6図、第8図、第10図）は、GHQ-12（注3）により判定したもの。この方法では、結果が0点から12点までの点数により示され、4点以上を高ストレス状態として区分した。

（注）1. 厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」

2. 当該事業の報告書は以下のURLに掲載している。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000124199.pdf>

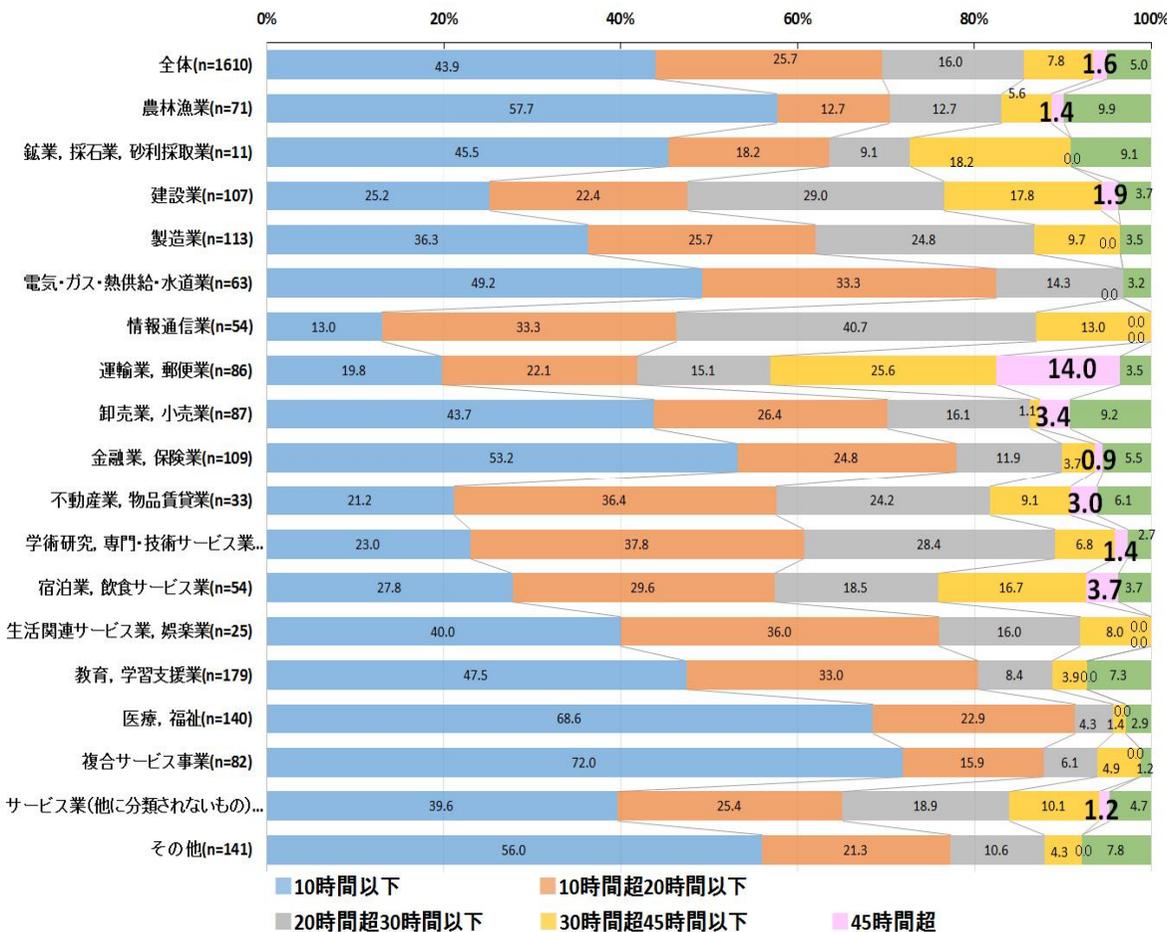
3. 英国のMaudsley精神医学研究所のDavid Goldberg博士によって開発された質問紙法による検査で、主として神経症者の症状把握、評価及び発見に有効なスクリーニング調査である。日本版の著作権は（株）日本文化科学社が有する。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成27年度②）

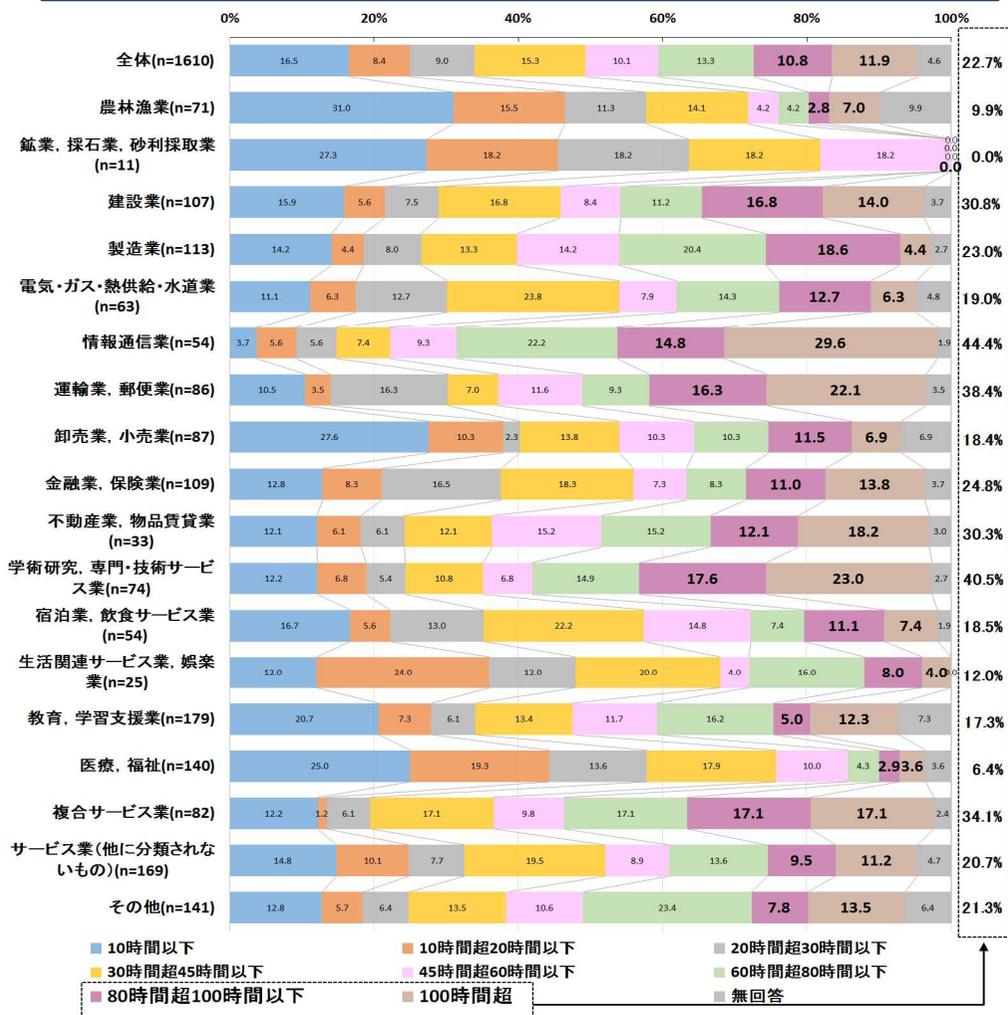
## 企業調査結果＜労働時間の状況＞

- 平均的な1か月の時間外労働時間が45時間超と回答した企業の割合は、①運輸業、郵便業(14.0%)、②宿泊業、飲食サービス業(3.7%)、③卸売業、小売業(3.4%)の順に多い(第1図)。
- 時間外労働時間が最も長かった月において、80時間超と回答した企業の割合は、①情報通信業(44.4%)、②学術研究、専門・技術サービス業(40.5%)、③運輸業、郵便業(38.4%)の順に多い(第2図)。

第1図 平均的な月における正規雇用従業員1人当たりの月間時間外労働時間(企業調査の結果)



第2図 1か月の時間外労働時間が最も長かった正規雇用従業員の月間時間外労働時間(企業調査の結果)



# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成27年度③）

## 企業調査・労働者調査結果＜残業の発生理由＞

- 残業が発生する理由として、企業調査・労働者調査ともに、「業務量が多いため」、「人員が不足しているため」、「業務の繁閑の差が大きいため」などが多く挙げられている(第3図、第4図)。
- 業種別に見ると、企業調査・労働者調査ともに、情報通信業はどの項目も概ね上位に入っており、「人員が不足しているため」と挙げる業種としては、宿泊業、飲食サービス業が最も多い(第3図、第4図)。

第3図 残業(所定外労働)が発生する理由(企業調査の結果)

### 《主に多いもの》

- 人員が不足しているため
 

宿泊業, 飲食サービス業	55.9%
情報通信業	38.3%
学術研究, 専門・技術サービス業	31.2%
- 業務量が多いため
 

情報通信業	58.3%
学術研究, 専門・技術サービス業	55.8%
教育, 学習支援業	48.2%
- 仕事の繁閑の差が大きいため
 

運輸業, 郵便業	46.8%
教育, 学習支援業	42.4%
情報通信業	41.7%
- 顧客(消費者)からの不規則な要望に対応する必要があるため
 

情報通信業	65.0%
建設業	59.8%
運輸業, 郵便業	57.4%

第4図 残業(所定外労働)が発生する理由(労働者調査の結果)

### 《主に多いもの》

- 人員が足りないため(仕事量が多いため)
 

宿泊業, 飲食サービス業	57.4%
情報通信業	42.6%
学術研究, 専門・技術サービス業	39.0%
建設業	39.0%
- 業務の繁閑が激しいため
 

学術研究, 専門・技術サービス業	38.2%
宿泊業, 飲食サービス業	33.8%
教育, 学習支援業	32.2%
- 予定外の仕事が発生的に発生するため
 

学術研究, 専門・技術サービス業	43.5%
情報通信業	40.1%
卸売業, 小売業	34.6%
- 仕事の締切や納期が短いため
 

学術研究, 専門・技術サービス業	31.9%
情報通信業	30.9%
建設業	26.8%

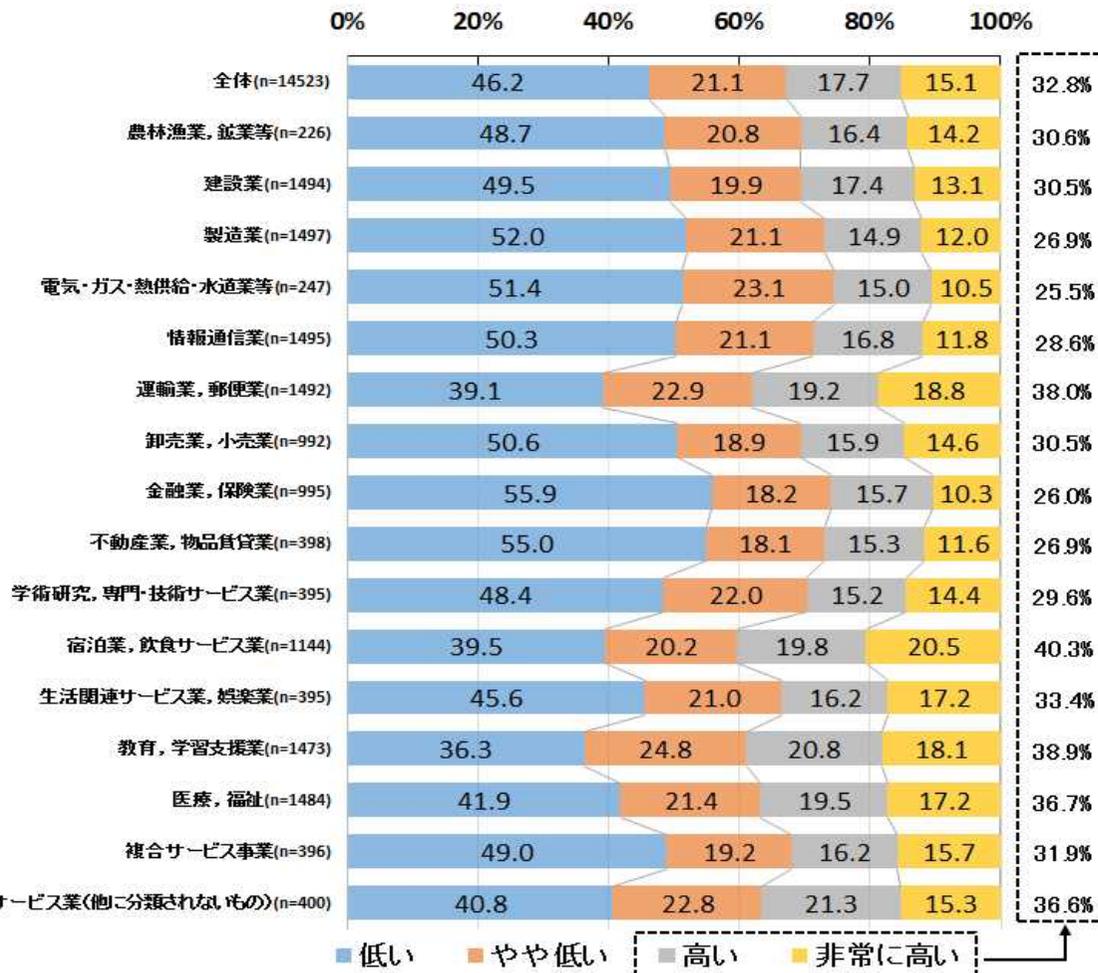
# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成27年度④）

## 労働者調査結果＜疲労の蓄積度、ストレスの状況＞

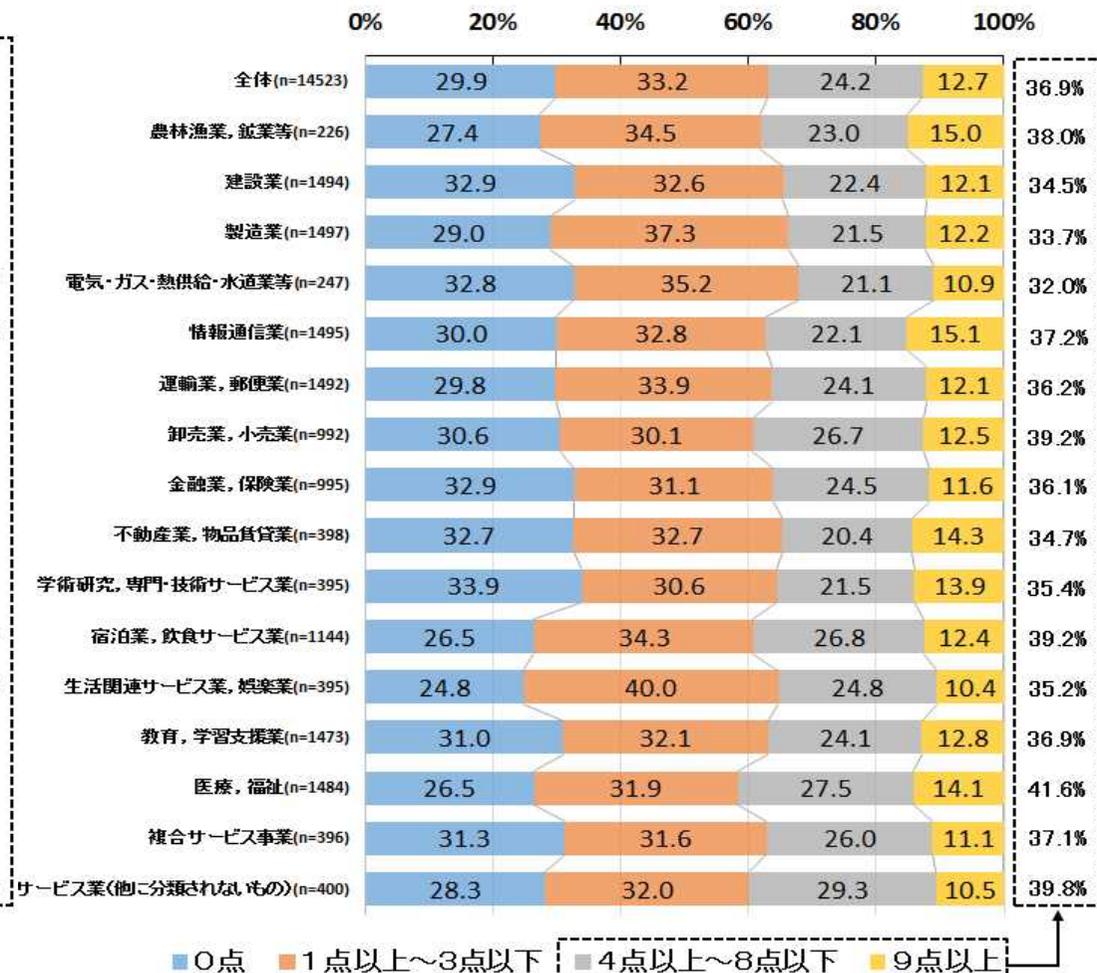
➤疲労の蓄積度が「高い（高いと非常に高いの合計）」と判定される者の割合が高い業種は、順に①宿泊業、飲食サービス業（40.3%）、②教育、学習支援業（38.9%）、③運輸業、郵便業（38.0%）となっている（第5図）。

➤ストレスが「高い（4点以上）」と判定される者の割合の高い業種は、順に①医療、福祉（41.6%）、②サービス業（他に分類されないもの）（39.8%）、③卸売業、小売業（39.2%）、④宿泊業、飲食サービス業（39.2%）となっている（第6図）。

第5図 疲労の蓄積度（労働者調査の結果）



第6図 ストレスの状況（労働者調査の結果）

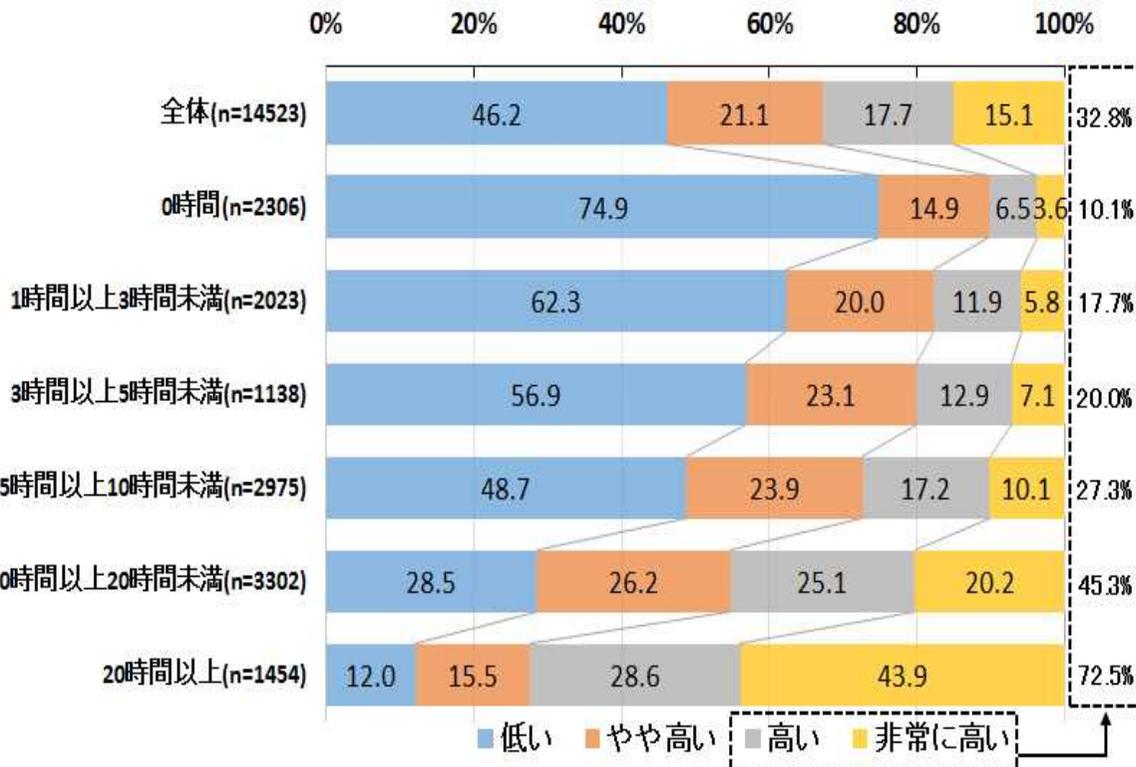


# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成27年度⑤）

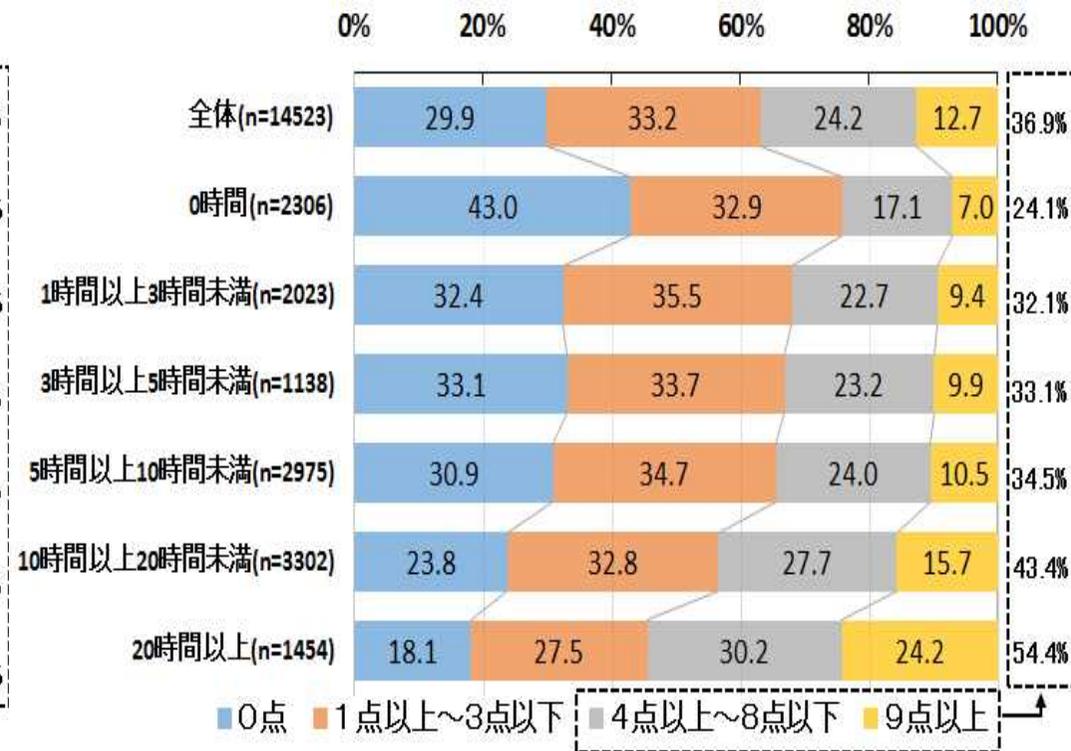
## 労働者調査結果＜残業時間別の疲労の蓄積度、ストレスの状況＞

＞残業時間が長いほど、『疲労の蓄積度』と『ストレス』が「高い」と判定される者の割合が高い（第7図、第8図）。

第7図 正社員の平均的な1週間当たりの残業時間別の疲労の蓄積度（労働者調査の結果）



第8図 正社員の平均的な1週間当たりの残業時間別のストレスの状況（労働者調査の結果）

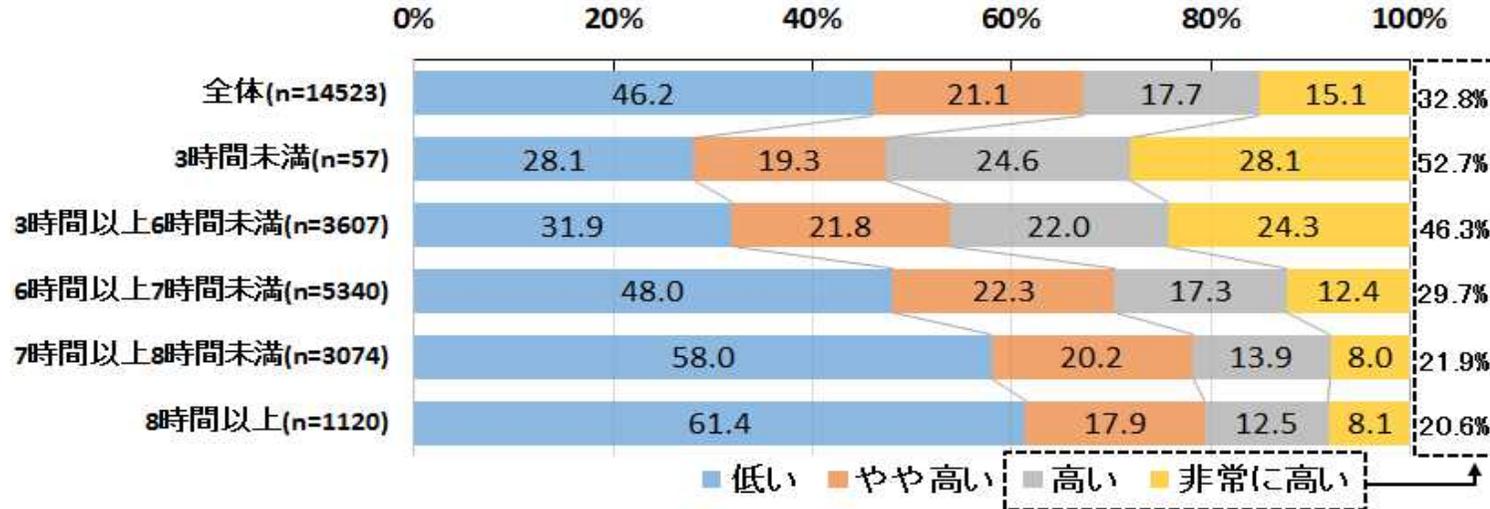


# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成27年度⑥）

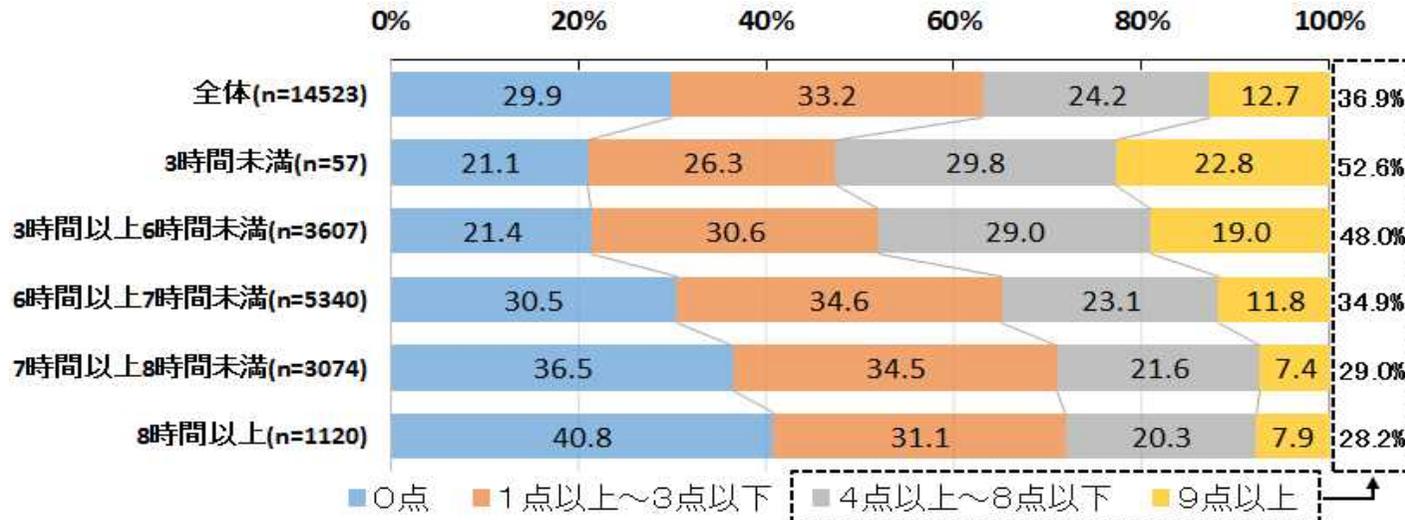
## 労働者調査結果＜睡眠時間別の疲労の蓄積度、ストレスの状況①＞

➤勤務日における睡眠時間が少ないほど、『疲労の蓄積度』及び『ストレス』が「高い」と判定される者の割合が高い（第9図、第10図）。

第9図 正社員の勤務日における睡眠時間別の疲労の蓄積度（労働者調査の結果）



第10図 正社員の勤務日における睡眠時間別のストレスの状況（労働者調査の結果）

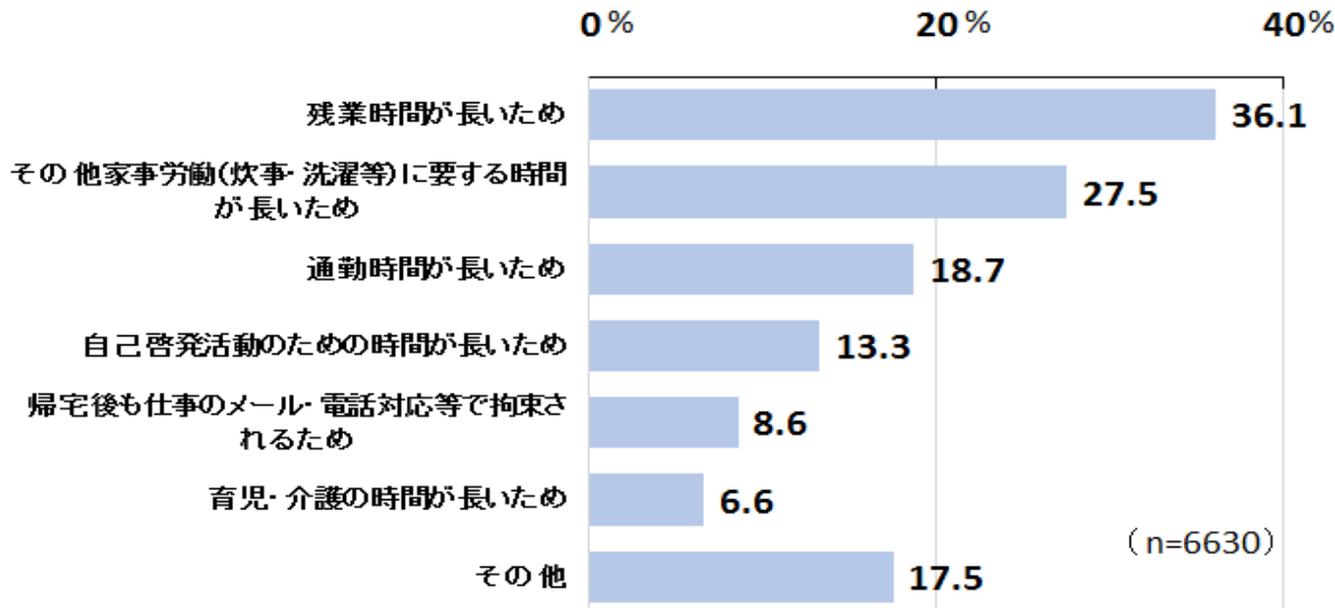
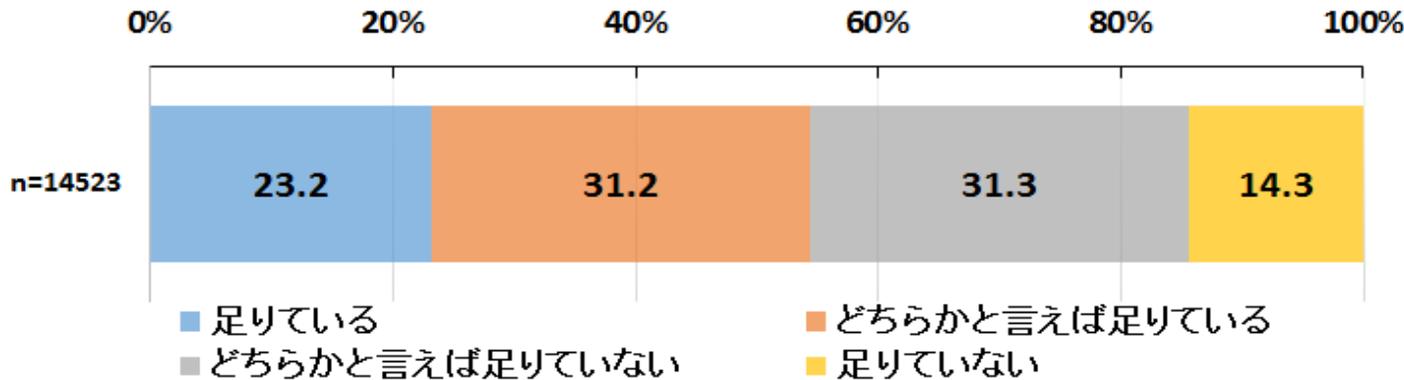


# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成27年度⑦）

## 労働者調査結果＜睡眠時間別の疲労の蓄積度、ストレスの状況②＞

➤睡眠時間の足りない理由として、「残業時間が長いため」(36.1%)が最も多いが、「その他家事労働(炊事・洗濯等)に要する時間が長いため」(27.5%)、「通勤時間が長いため」(18.7%)も一定の割合を占める（第11図）。

第11図 睡眠時間の充足状況・足りない場合の理由(労働者調査の結果)



睡眠時間が「どちらかと言えば足りていない」又は「足りていない」と回答した場合の理由(複数回答)

## 過労死等が多く発生しているとの指摘がある重点業種（自動車運転従事者、外食産業）の調査結果

### <趣旨>

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で「過労死等が多く発生しているとの指摘がある」ものとして挙げられている5業種・職種（自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療等）について、過労死等の全体像を明らかにする必要があることから、平成28年度は「自動車運転従事者」、「外食産業」について、より掘り下げた調査分析を実施したものの。

### <調査対象>

- ①平成22（2010）年1月から平成27（2015）年3月の期間における脳・心臓疾患と精神障害による労災認定事案のうち、「運輸業，郵便業」（自動車運転従事者に限る。）と「宿泊業，飲食サービス業」（外食産業に限る。）の2業種を分析
- ②運送業（バス、タクシー、トラック）及び外食産業の、企業及び労働者を対象に、平成28年12月から平成29年2月にかけてアンケート調査を実施。

#### 【運送業】

運送業の企業	4,000社（回答 760件）
調査対象企業における自動車運転従事者	約4万人（回答4,678件）

#### 【外食産業】

外食産業の企業	4,000社（回答 451件）
調査対象企業におけるスーパーバイザー等、店長、店舗従業員	約4万人（回答2,533件）

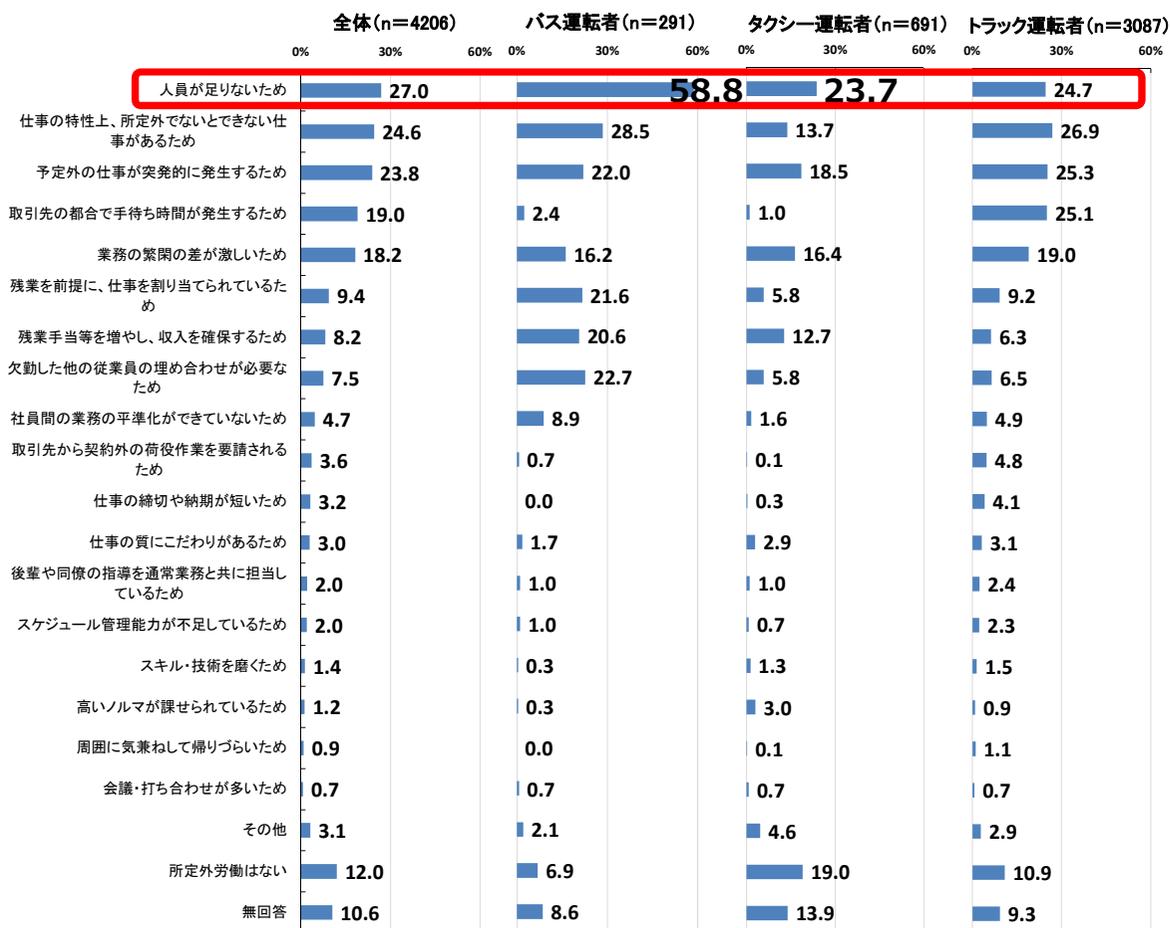
# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度②）

## 自動車運転従事者の過労死等の防止のために（1）

➤ 自動車運転従事者を適正に配置することが必要である。

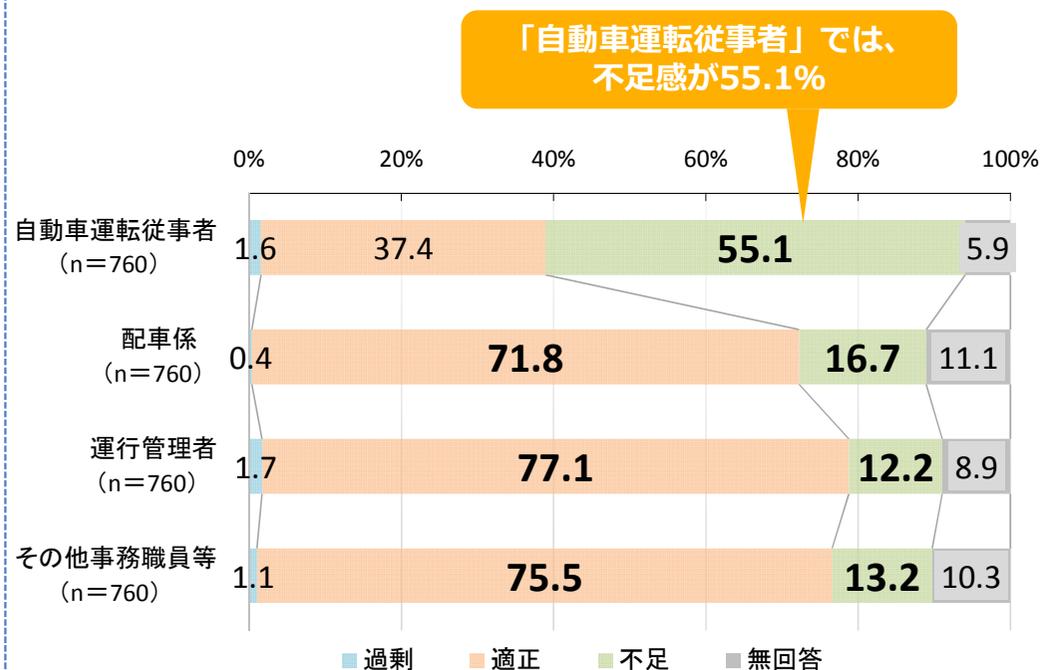
### ① 自動車運転従事者に所定外労働（早出・居残り等の残業）が発生する理由【労働者調査】

⇒「バス運転者」、「タクシー運転者」では、「人員が足りないため」と回答した者の割合がそれぞれ58.8%、23.7%で最も高い。



### ② 業務量に比した人員不足感【企業調査】

⇒「自動車運転従事者」について、「不足」が55.1%であるのに対し、「配車係」、「運行管理者」、「その他事務職員等」については、「不足」がそれぞれ16.7%、12.2%、13.2%と低く、70%以上の企業が「適正」と回答。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
 (注) 1. 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。  
 2. 正規雇用者について集計(複数回答)。

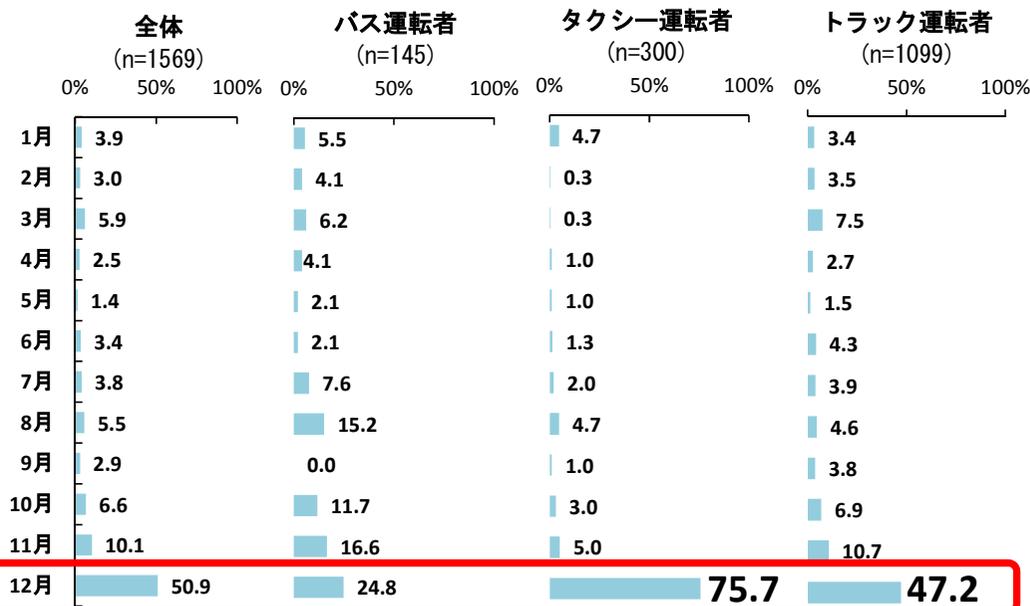
# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度③）

## 自動車運転従事者の過労死等の防止のために（2）

➢ 12月の休日労働、深夜勤務の削減を行うなど、繁閑の差を緩和することが過労死等の防止に有効と考えられる。

### ③自動車運転従事者の最も深夜勤務回数が多かった月【労働者調査】

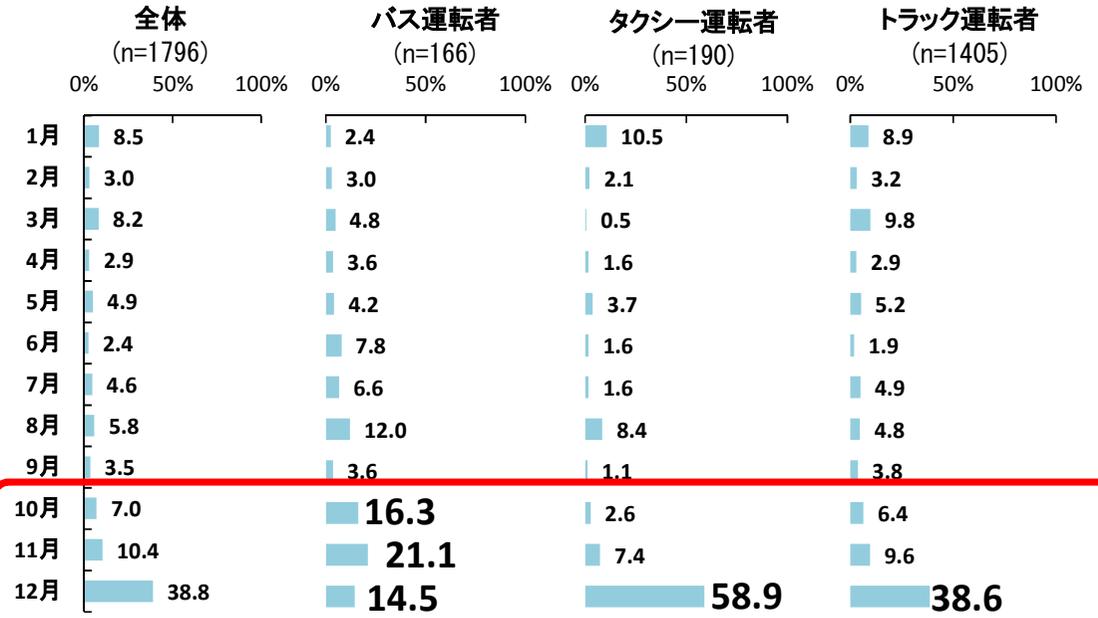
⇒いずれの職種も「12月」が最も多かった。職種別にみると、「タクシー運転者」で「12月」の割合が75.7%と特に多く、また、バス運転者では、他の職種に比べ、「8月」の割合が15.2%と高い。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
 (注)1. 最も深夜勤務回数が多かった月について有効回答のあった正規雇用者(調査数 n=1569)について集計。  
 2. 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。

### ④自動車運転従事者の最も休日出勤回数が多かった月【労働者調査】

⇒「タクシー運転者」、「トラック運転者」では「12月」の割合がそれぞれ58.9%、38.6%と最も高い。「バス運転者」では「11月」の割合が21.1%で最も高く、次いで、「10月」が16.3%、「12月」が14.5%と高い。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
 (注)1. 最も休日出勤回数が多かった月について有効回答のあった正規雇用者(調査数 n=1796)について集計。  
 2. 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。

### ⑤被災者の発症月

⇒脳・心臓疾患の発症時期は、1月～3月の厳寒期と7月～9月の猛暑期が多い。

(上段: %、下段: 件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全体 (n=415)	10.1	9.9	9.6	7.0	7.2	8.0	9.4	9.4	8.9	6.3	7.0	7.2
	42	41	40	29	30	33	39	39	37	26	29	30

(資料出所)労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター「平成28年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」  
 (注)「運輸、郵便業」のうち、自動車運転者従事者であって、運転業務が脳・心臓疾患の原因となった事案を集計

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度④）

## 自動車運転従事者の過労死等の防止のために（3）

- 長時間労働以外の業務関連のストレス要因への対応（メンタルヘルス対策など）が必要である。
- また、トラック運転者の時間外労働削減のためには、引き続き、トラック運送事業者、荷主、行政が一体となり、取引環境の改善を図るための取組みを進めていくことが必要である。

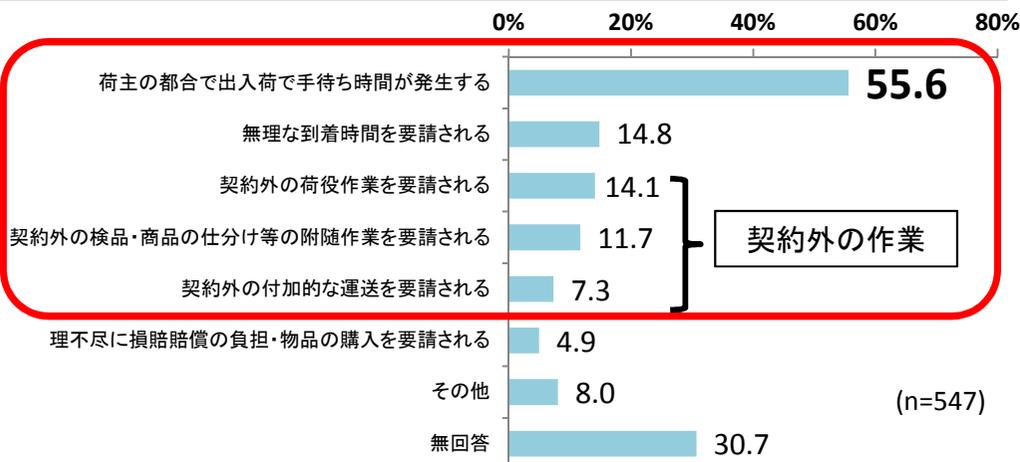
### ストレスや悩みの内容(業務関連)【労働者調査】

⇒「バス運転者」では「長時間労働の多さ」(48.0%)、「タクシー運転者」では「売上・業績等」(49.7%)、「トラック運転者」では「仕事での精神的な緊張・ストレス」(42.5%)が最も高かった。



### トラックの企業における取引慣行として荷主から要請される事項又は荷主の都合で発生する事項【企業調査】

⇒「荷主の都合で出入荷で手待ち時間が発生する」が55.6%で最も多く、また、契約外の作業に関する項目への回答も多かった。

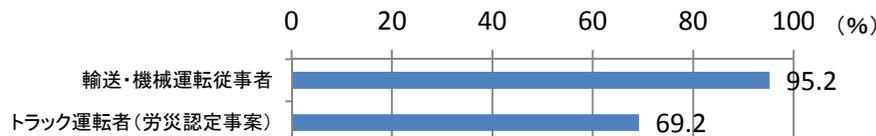


(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

- 業種がトラックの企業(調査数 n=547)について集計。
- 複数回答

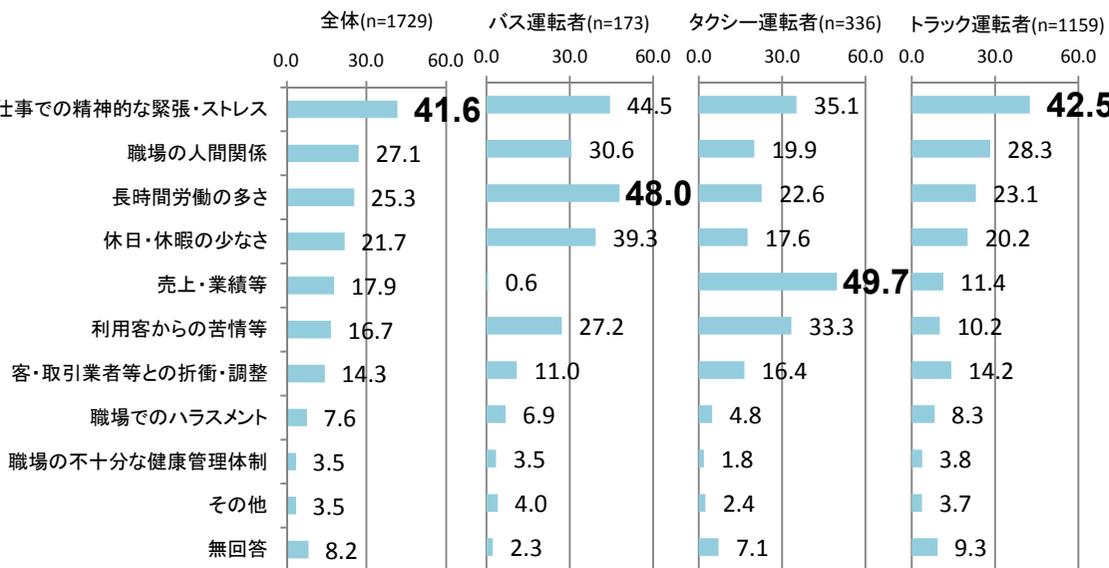
### 健康診断受診率

⇒「輸送・機械運転従事者」(自動車運転従事者含む)の受診率は95.2%であるところ、労災認定事案の「トラック運転者」の受診率は69.2%であった。



(資料出所)厚生労働省作成

- 「輸送・機械運転従事者」の受診率は、厚生労働省「平成25年労働安全衛生調査(実態調査)[労働者調査]」より引用
- 「トラック運転者」の受診率は、労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センターのデータベースより、脳・心臓疾患の労災認定事案について集計したもの。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)を元に再集計。

- 業務・業務以外のストレスや悩みの有無については、「ある(あった)」と回答した者のうち「業務に関連するストレスや悩みは特になし」と回答した者を除き、集計。
- 全体の調査数には職種(従事している仕事)が無回答の者を含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。
- 複数回答



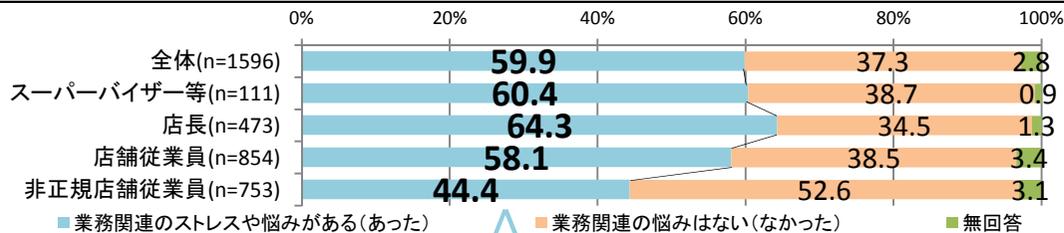
# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度⑥）

## ② 外食産業における過労死等の防止のために（2）

➤ 「スーパーバイザー等」、「店長」、「店舗従業員」の特性を踏まえ、業務関連のストレス要因への対応（メンタルヘルス対策など）が必要である。

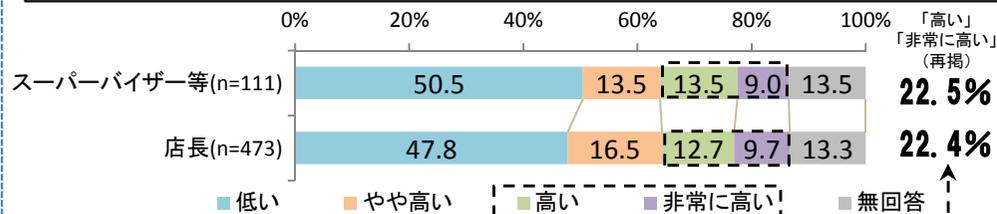
### ③ ストレスや悩みの内容（業務関連）【労働者調査】

⇒ 正規雇用者について、業務関連のストレスや悩みの内容をみると、「スーパーバイザー等」と「店長」では「売上・業績等」が最も高く、「店舗従業員」では「仕事での精神的な緊張・ストレス」が最も高い。  
 ⇒ 「スーパーバイザー等」では、他と比べて、「社内で上司と部下の板挟みになること」、「客・取引業者等との折衝・調整」の割合が高い。



### ④ 疲労蓄積度（仕事による負担度）【労働者調査】

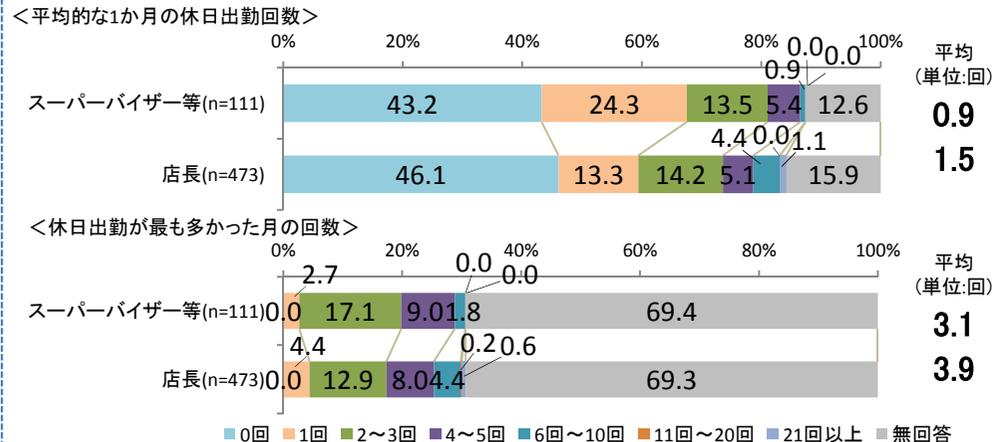
⇒ 正規雇用者について、直近1か月間の勤務の状況や自覚症状に関する質問により判定した疲労蓄積度が「高い」、「非常に高い」と判定される者の割合をみると、「スーパーバイザー等」が最も高く、次いで「店長」であった。



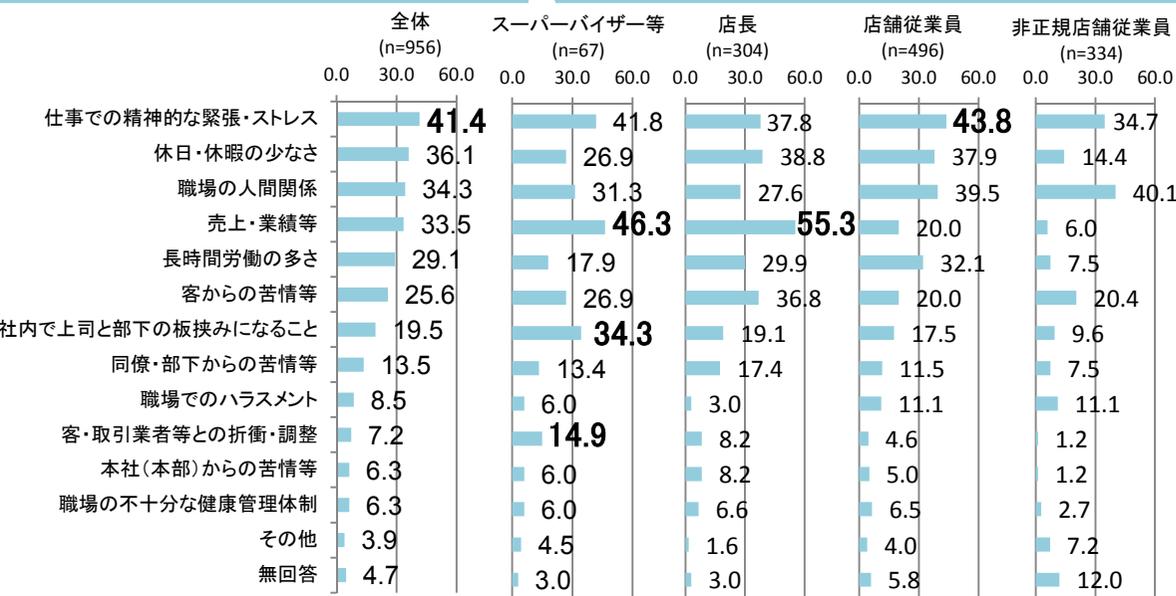
(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

### ⑤ 休日出勤回数【労働者調査】

⇒ 正規雇用者について、過去1年間における休日出勤回数の平均をみると、「店長」は、平均的な1か月で1.5回、休日出勤回数が最も多かった月で3.9回、「スーパーバイザー等」は、それぞれ0.9回、3.1回であった。



(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
 (注) 無回答の割合が高い点に留意が必要である。



(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)を元に再集計。  
 (注) 1. 業務・業務以外のストレスや悩みの有無について「ある(あった)」と回答した者のうち「業務に関連するストレスや悩みは特にない」と回答した者を除き、集計。  
 2. 全体の調査数には職種が「その他」と「無回答」のものを含むため、全体の調査数は各職種の調査数の合計と一致しない。  
 3. 複数回答

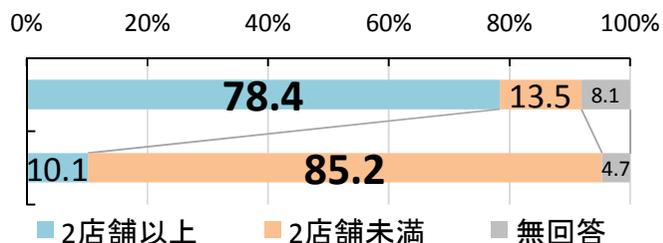
# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度⑦）

## ③ 外食産業における過労死等の防止のために（3）

- スーパーバイザー等及び店長に対して、本部（本社等）からの店舗運営面等の支援が必要である。
- 無休の店舗においては、定休日を設定するなどにより、休日確保することも可能か。

### ⑥ スーパーバイザー等と店長の担当店舗数【労働者調査】

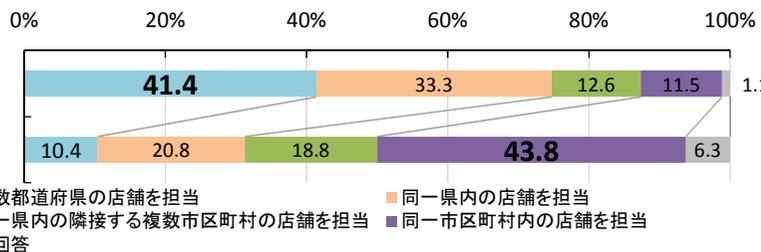
⇒「スーパーバイザー等」では「2店舗以上」が78.4%、「店長」では「2店舗未満」が85.2%であった。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
(注)正規雇用者のスーパーバイザー等、正規雇用者の店長について集計

### ⑦ スーパーバイザー等と店長の担当店舗が位置するエリアの広さ【労働者調査】

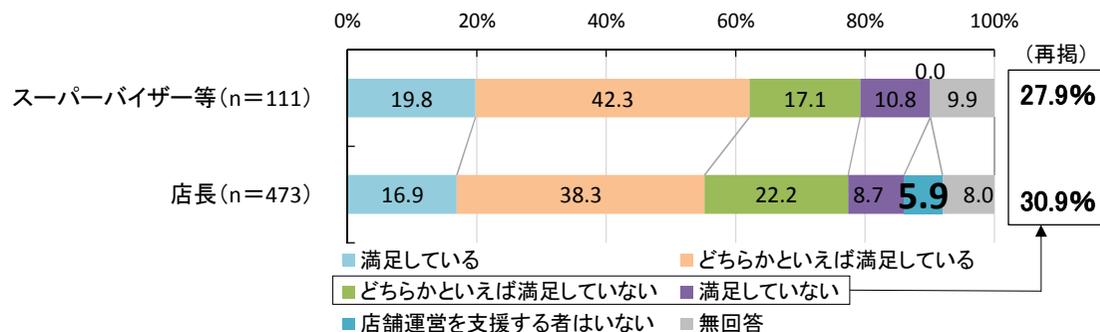
⇒「スーパーバイザー等」では「複数都道府県の店舗を担当」が41.4%で最も多く、「店長」では「同一市区町村内の店舗を担当」が43.8%と最も多かった。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
(注)担当店舗数が「2店舗以上」と回答した正規雇用者のスーパーバイザー等、正規雇用者の店長について集計

### ⑧ スーパーバイザー等と店長の店舗運営に関する本部(本社等)からの支援への満足度【労働者調査】

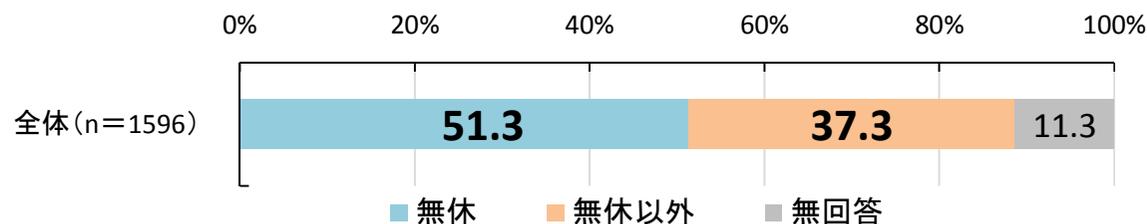
⇒「どちらかといえば満足していない」、「満足していない」が、「スーパーバイザー等」で27.9%、「店長」で30.9%であった。また、「店長」では、「店舗運営を支援する者はいない」が5.9%あった。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
(注)それぞれ、正規雇用者のスーパーバイザー等、正規雇用者の店長について集計

### ⑨ 担当店舗の営業日【労働者調査】

⇒「無休」が51.3%、「無休以外」が37.3%であった。



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
(注)正規雇用者(調査数 n=1596)について集計。

## 法人役員・自営業者をめぐる調査結果

### <趣旨>

我が国における、過労死等の全体像を明らかにするためには、雇用労働者のみならず法人役員・自営業者についても、過重労働の実態やその背景を明らかにする必要があることから実施したものの。

### <調査対象>

法人役員：6,000人(回答985人)、自営業者：5,000人（回答1,296人）を対象に平成28年12月から平成29年1月にかけてアンケート調査を実施。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度⑨）

## 法人役員・自営業者の過労死等の防止のために（1）

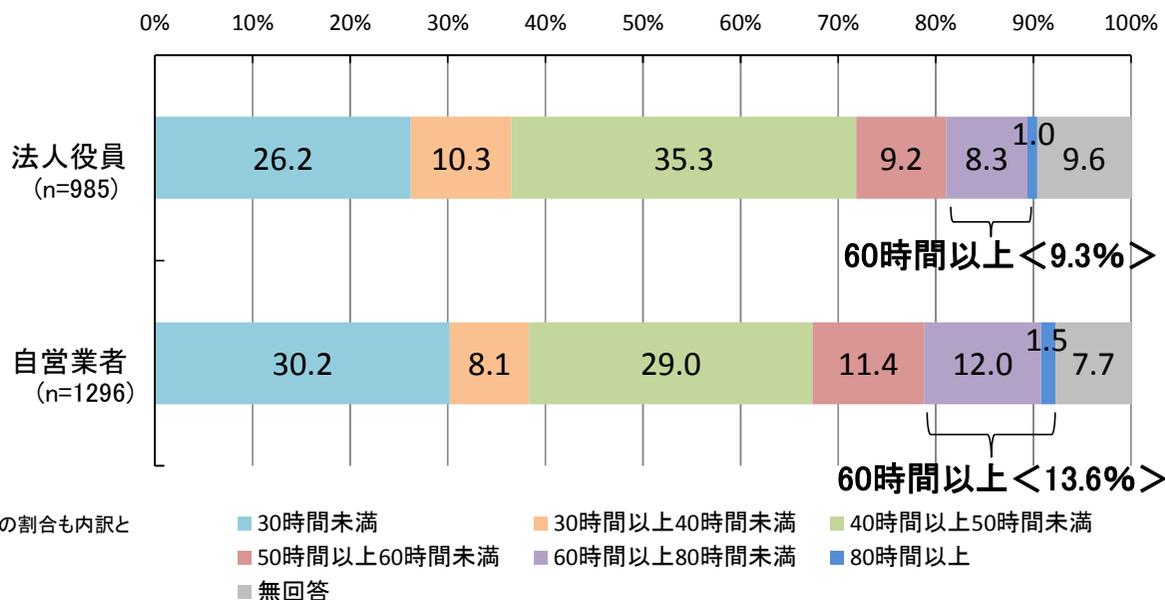
➤健康に働き続けるには、法人役員、自営業者も一般の労働者と同様に、日頃から労働時間を適正に把握し、長時間労働を抑制していくことが課題である。

### ①平均的な1週間当たりの実労働時間（第1図）

⇒法人役員・自営業者ともに「30時間未満」の者及び「40時間以上50時間未満」の者の割合が高いが、「60時間以上」(※)も、法人役員が9.3%、自営業者が13.6%となっている。

(※) 法人役員・自営業者は、法定労働時間が定められていないが、労働基準法第32条第1項で定められた労働者の1週間当たりの法定労働時間40時間を基に、1か月当たりの時間外労働時間を換算すると概ね80時間以上に相当する者

第1図 平均的な1週間当たりの実労働時間

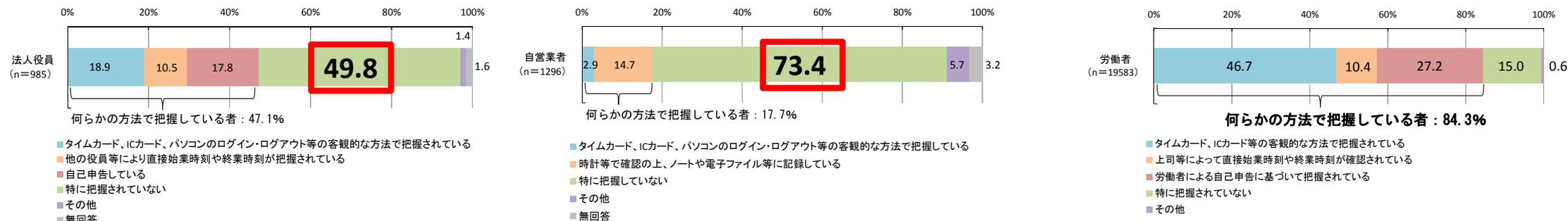


(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
(注) 割合の数値(内訳)はそれぞれ四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。同様に再掲の割合も内訳と一致しない場合がある。

### ② 労働日数・労働時間の把握方法について（第2図）

労働時間の把握方法について、「特に把握していない」者の割合は、法人役員が49.8%、自営業者が73.4%となっている。

第2図 労働日数・労働時間の把握方法



(資料出所)：厚生労働省「平成27年度、28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
(注)1.「他の役員等により直接始業時刻や終業時刻が把握されている」については、自営業者の調査票では選択肢を設けていない。  
2. 割合の数値(内訳)はそれぞれ四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。同様に再掲の割合も内訳と一致しない場合がある。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度⑩）

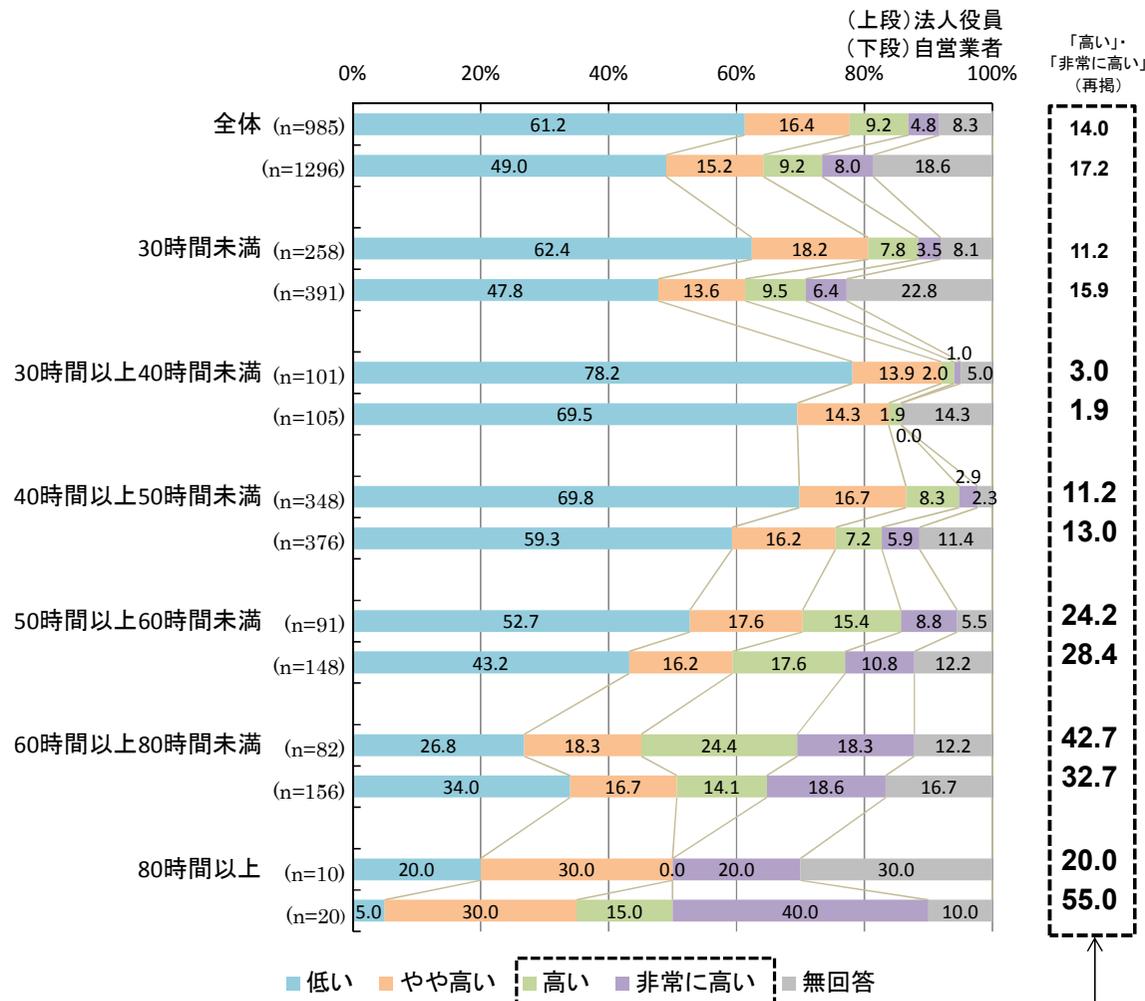
## 法人役員・自営業者の過労死等の防止のために（2）

➤労働時間が長くなると疲労蓄積度が高い者の割合がより多くなるが、自分のペースで仕事をすることや、休日に息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間があることは、疲労蓄積度を低くすることが示唆される。

### ③疲労蓄積度(仕事による負担度)【平均的な1週間当たりの実労働時間別】(第3図)

⇒平均的な1週間当たりの実労働時間別に疲労蓄積度をみると、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の場合には、実労働時間が長いほど、疲労蓄積度が「非常に高い」又は「高い」者の割合が高い傾向になっている。

第3図 疲労蓄積度(仕事による負担度)【平均的な1週間当たりの実労働時間別】



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

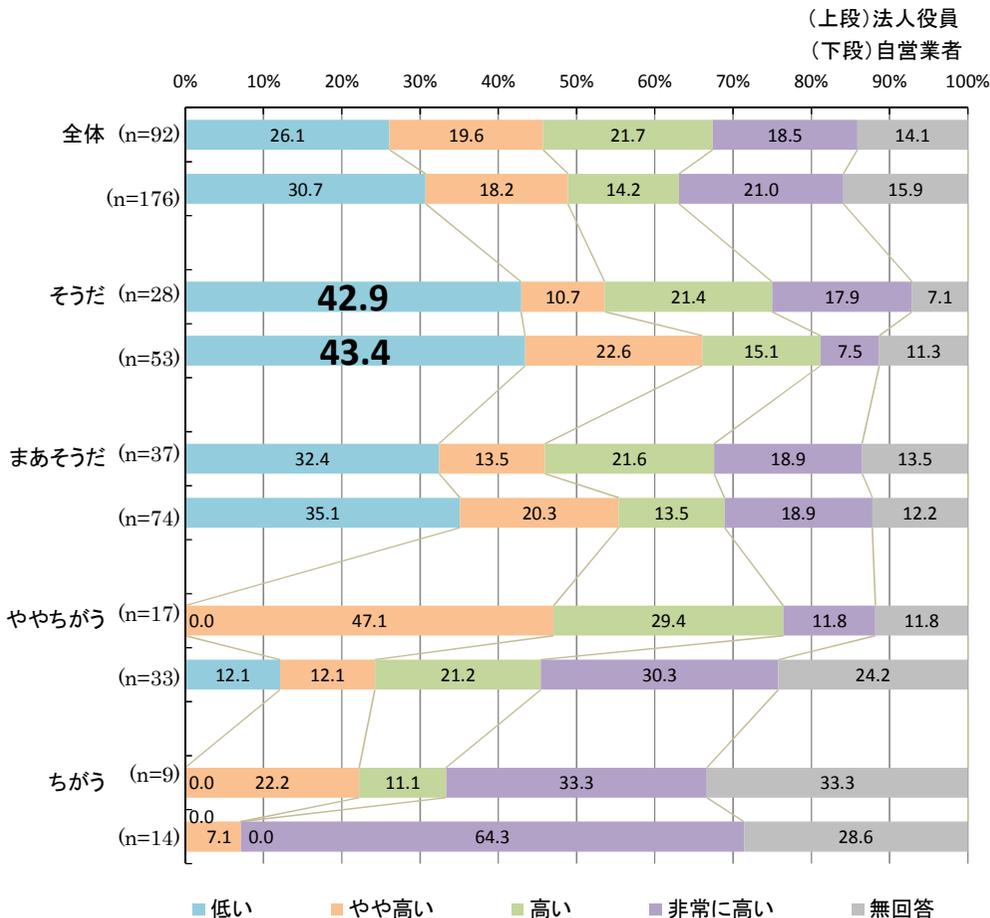
- (注) 1. 過去1年間における平均的な1週間当たりの実労働時間の区分ごとにグラフの上段が法人役員(n=985)、下段が自営業者(n=1296)となっている。  
2. 全体の調査数には1週間当たりの実労働時間が無回答のものを含まため、全体の調査数は各1週間当たりの実労働時間の調査数の合計と一致しない。  
3. 割合の数値(内訳)はそれぞれ四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。同様に再掲の割合も内訳の合計と一致しない場合がある。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度⑪）

## ④ 平均的な1週間当たりの実労働時間が60時間以上の者の疲労蓄積度（仕事による負担度）【仕事の特性別】（第4図）

⇒過去1年間における平均的な1週間当たりの実労働時間が60時間以上の者について、仕事の特性別に疲労蓄積度をみると、「自分のペースで仕事ができる」について「そうだ」と回答している者は、疲労蓄積度が「低い」者の割合がそれぞれ42.9%、43.4%と高くなっている。

第4図 平均的な1週間当たりの実労働時間が60時間以上の者の疲労蓄積度（仕事による負担度）【仕事の特性別】

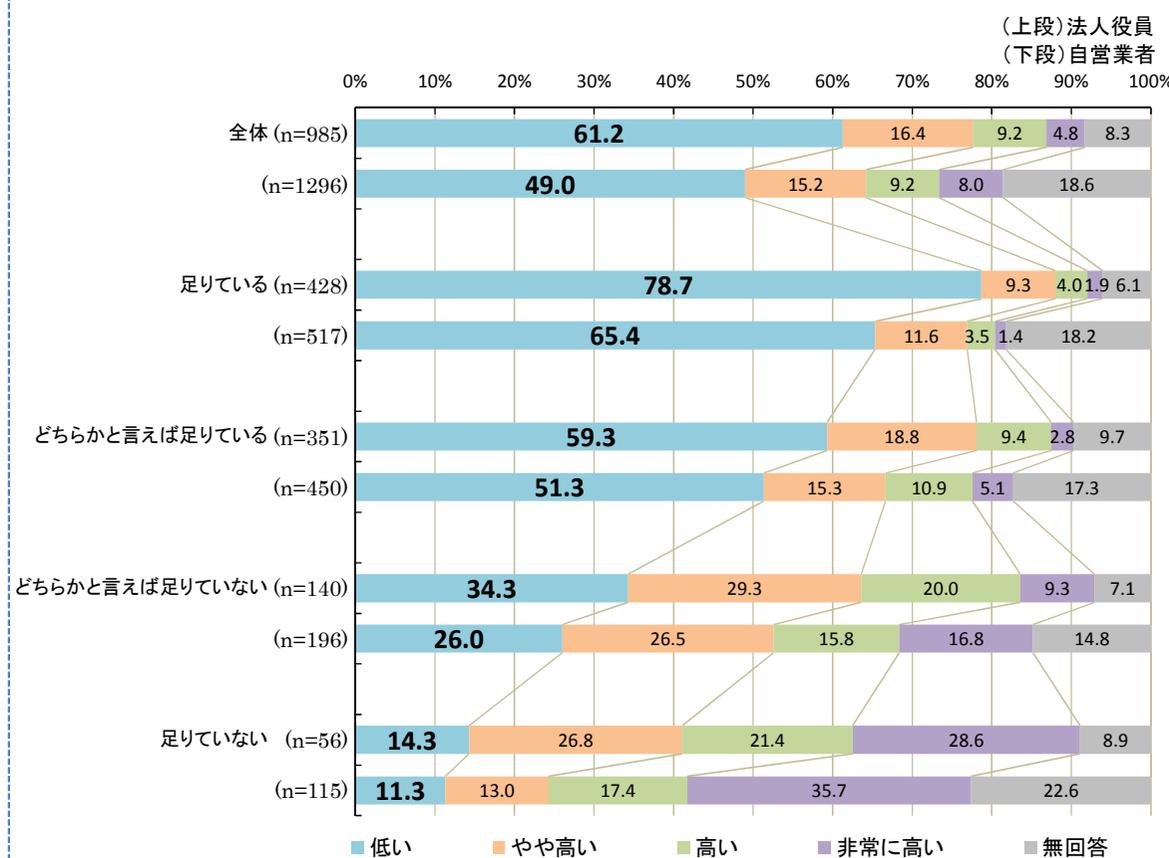


「自分のペースで仕事ができる」

## ⑤ 疲労蓄積度（仕事による負担度）【休日における息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間の充足状況別】（第5図）

⇒休日における息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間の充足状況別に疲労蓄積度をみると、休日における息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間が「足りている」者ほど、疲労蓄積度が「低い」者の割合が高くなっている。

第5図 疲労蓄積度（仕事による負担度）【休日における息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間の充足状況別】



（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

（注）1. 全体の調査数には休日における息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間の充足状況が無回答の者も含むため、全体の調査数は各調査数の合計と一致しない。

2. 割合の数値（内訳）はそれぞれ四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

（注）1. 全体の調査数には仕事の特性が無回答の者も含むため、全体の調査数は各調査数の合計と一致しない。

2. 割合の数値（内訳）はそれぞれ四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

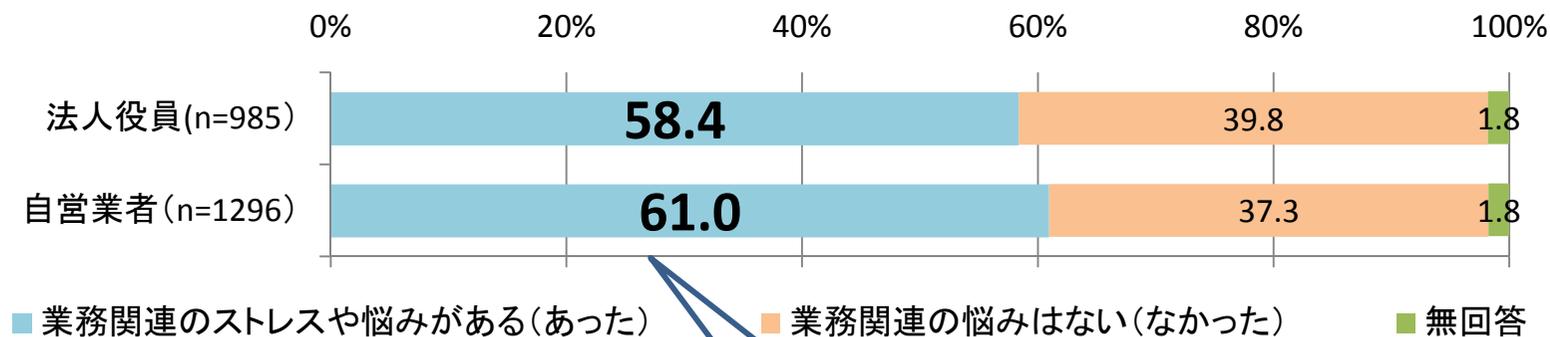
# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度<sup>⑫</sup>）

## 法人役員・自営業者の過労死等の防止のために（3）

➤ 業務関連のストレス要因への対応（メンタルヘルス対策など）も課題である。

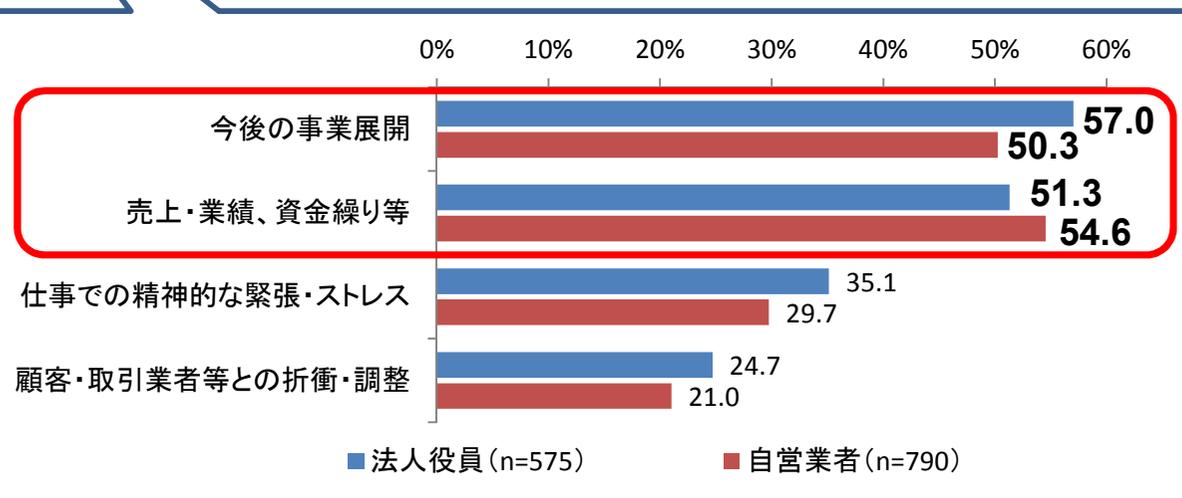
### ⑥業務のストレスや悩みの有無

⇒ 過去半年間における業務関連のストレスや悩みの有無について、ある(あった)として回答している者は 法人役員が58.4%、自営業者が61.0%となっている。



### ⑦業務のストレスや悩みの内容

⇒ 過去半年間における業務関連のストレスや悩みの有無について、内容を質問したところ、法人役員、自営業者ともに「今後の事業展開」、「売上・業績、資金繰り等」など経営に関するものの割合が高くなっている。



(資料出所)：厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)を元に再集計。

(注)業務・業務以外のストレスや悩みについて「ある(あった)」と回答した者のうち「業務に関連するストレスや悩みは特にない」と回答した者を除き、集計。

## 平成27年度調査結果の再集計・分析<sup>（注1）</sup>

＜趣旨＞平成27年度に実施した労働者向けのアンケート調査（以下「平成27年度調査」<sup>（注2）</sup>という。）を用いて、『労働時間把握の正確性』、『残業手当の支給の有無』、『残業を行う場合の手続き』などが、「平均的な1週間当たりの残業時間」（以下「週の残業時間」という。）、「年次有給休暇の取得日数（平成26（2014）年度）」（以下「年間の年休取得日数」という。）、「メンタルヘルスの状況（GHQ-12<sup>（注3）</sup>）」（以下「メンタルヘルス状況」という。）に、どのような影響を及ぼすか等を分析。

＜対象データ＞平成27年度調査において、「フルタイムの正社員」であり、かつ「通常の勤務時間制度」で働いていると回答のあった者（7,242人）。

＜分析方法＞最小二乗法による重回帰分析<sup>（注4）</sup>。

（注）

1. 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

＜URL＞<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000174210.pdf>

2. 全業種・職種の民間雇用労働者20,000人（回答者19,583人）を対象に、労働時間や生活時間の実態、ストレスの状況等を把握するためのアンケート調査をインターネットで実施。

（厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

＜URL＞[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000124199\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000124199_1.pdf)）

3. GHQ（The General Health Questionnaire, GHQ精神健康調査票）はイギリスMaudsley精神医学研究所のGoldberg博士によって開発された質問紙尺度である。主として神経症者の症状把握、評価及び発見に有効なスクリーニング調査であり、国際比較研究も可能とされる。60問からなる調査のほかに、30問、28問、12問の短縮版があり、それぞれの日本版は株式会社日本文化科学社が著作権を有する。平成27年度調査では最も簡便な12問からなる日本版GHQ12を使用した。スコアの算出にあたってはGHQ法を用いて算出した（各問の回答に応じて0点又は1点を付与し、0～12点の合計得点を算出）。スコアが高いほど精神的には不健康であり（メンタルヘルスの状態が悪化する）、低いほど良好である（メンタルヘルスの状態が良好になる）と言える。

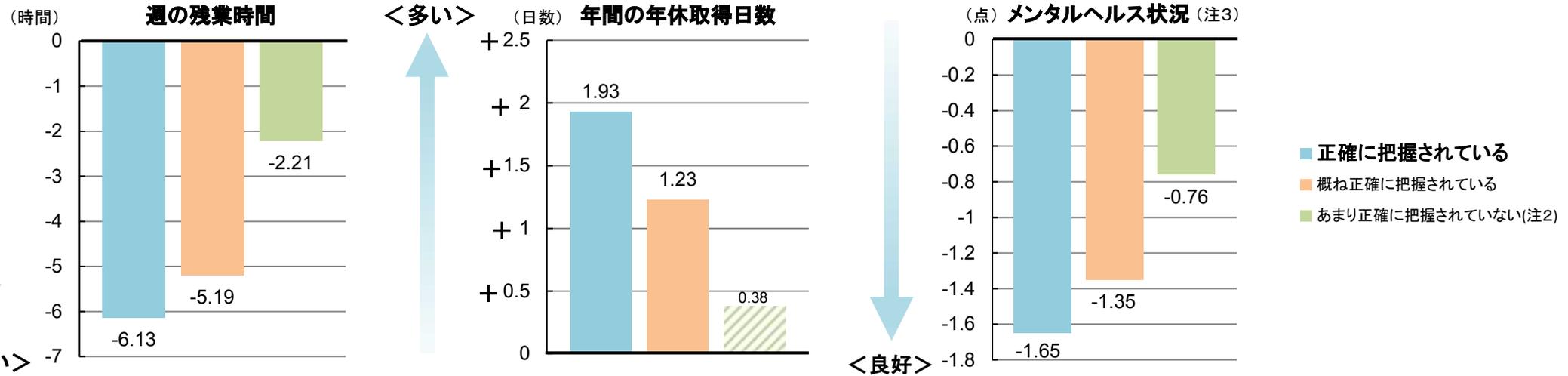
4. 重回帰分析は多変量解析の1つであり、1つの被説明変数を複数の説明変数で説明・予測するもの。「被説明変数＝ $b_1 \times$ 説明変数1＋ $b_2 \times$ 説明変数2＋…＋ $b_0$ 」で表わされる。各説明変数の偏回帰係数（ $b_1$ 、 $b_2$ …）が有意である場合、正の値を取れば正の方向に、負の値を取れば負の方向に、被説明変数に影響を及ぼしていると判断される。なお、今回の場合、被説明変数を「平均的な1週間当たりの残業時間」、「年次有給休暇の取得日数」、「メンタルヘルスの状況」とし、説明変数を白書のP142の第4-1表で示したものとしている。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度<sup>⑭</sup>）

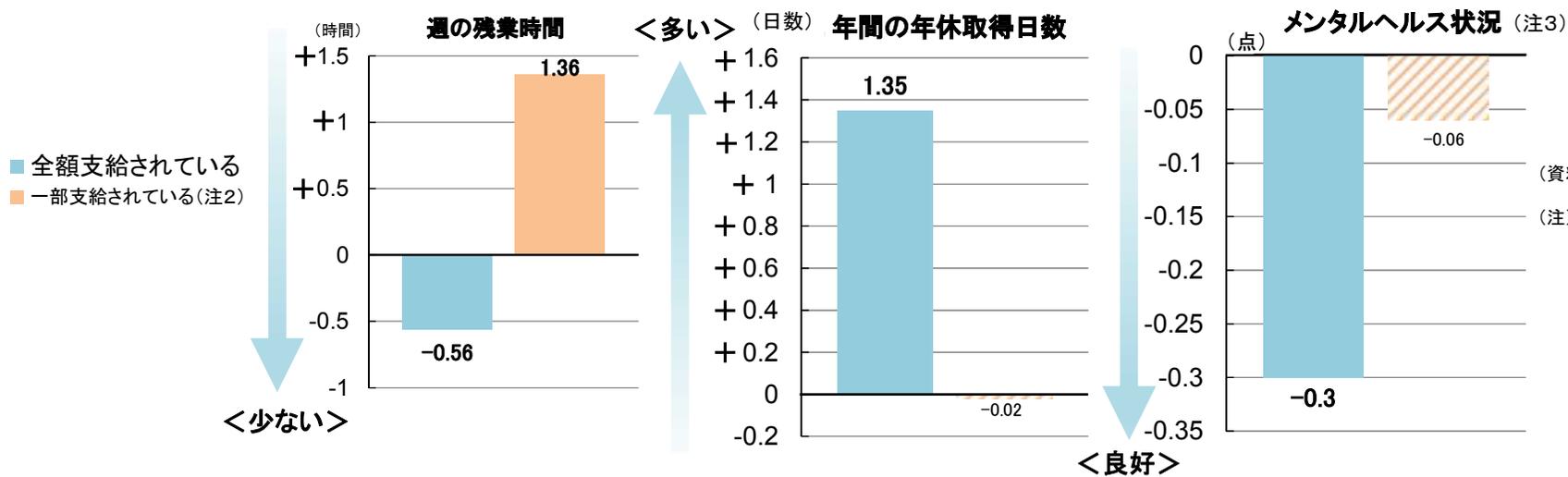
## 分析結果（その1）～「労働時間の正確性」、「残業手当の支給の有無」が及ぼす影響～

- 『労働時間を正確に把握すること』及び『残業手当を全額支給すること』が、「残業時間の減少」、「年休取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資すること。が示唆される。

第1図 労働時間把握の正確性が与える影響度【「正確に把握されていない」を0《基準》とした場合】(注1)



第2図 残業手当の支給の有無が与える影響度【「支給されていない」を0《基準》とした場合】(注1)



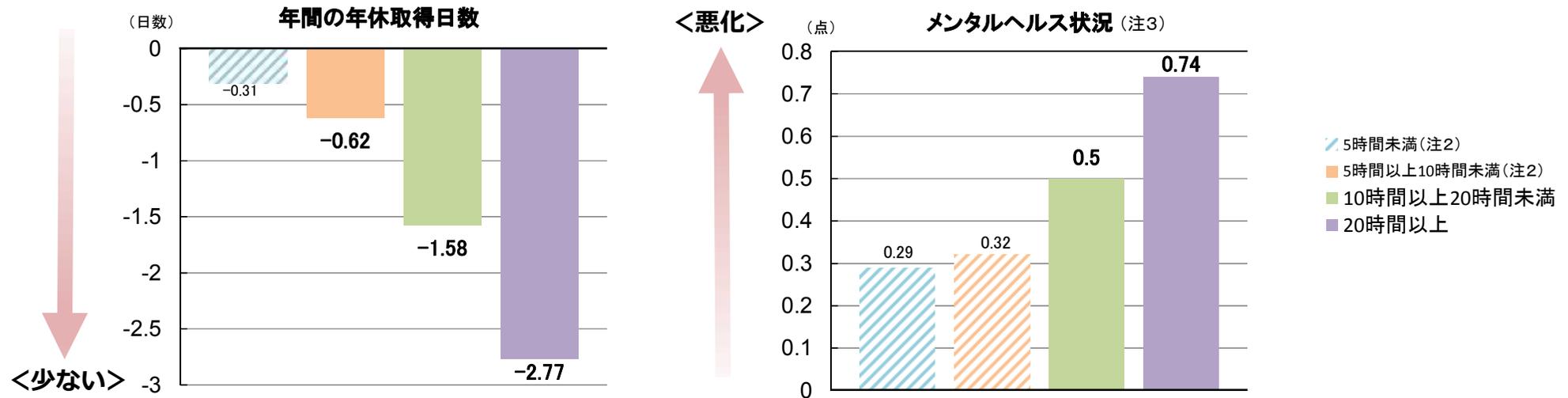
(資料出所) 厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)  
 (注) 1. 年間の年休取得日数とメンタルヘルス状況の図中に示されたシャドウをかけた部分を除いて、全て統計的に1%水準で有意であったものを記載している。  
 2. 年間の年休取得日数とメンタルヘルス状況の図中に示されたシャドウをかけた部分は、該当変数が統計的に有意ではなかったことを示している。  
 3. 「メンタルヘルス状況」は日本版GHQ(The General Health Questionnaire、GHQ精神健康調査票)を用いており、0～12点で評価される。点数が高いほどメンタルヘルスの状態が悪く、点数が低くなるほどメンタルヘルスの状態が良好になることを意味するものである。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度<sup>⑮</sup>）

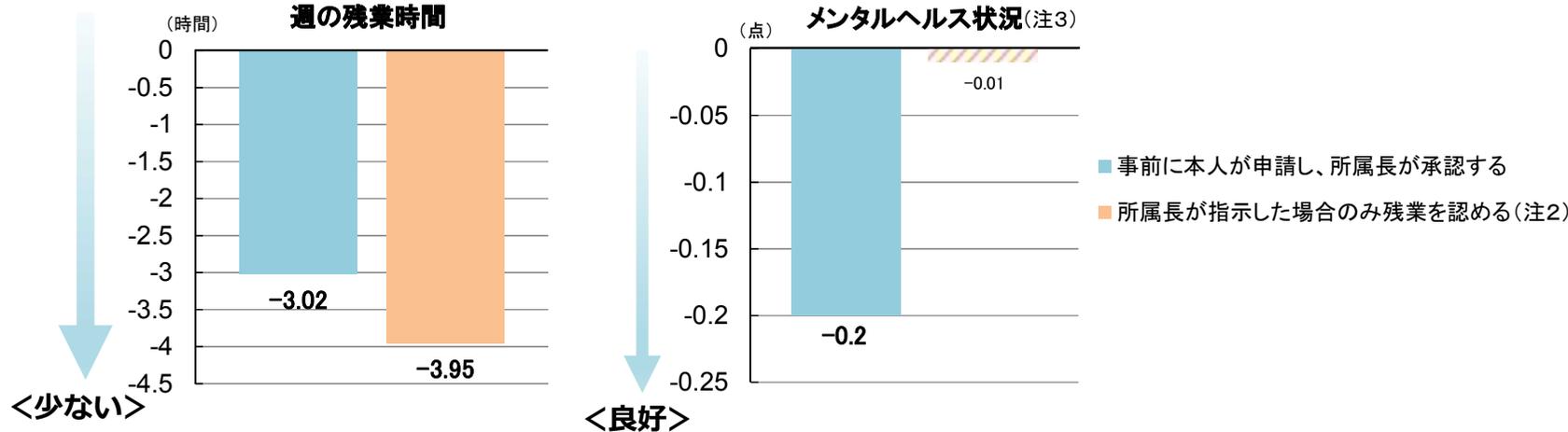
## 分析結果（その2）～「残業時間」、「残業を行う場合の手続き」が及ぼす影響～

- 『残業時間を0時間に近づける』ことが、「年休取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資すること。
  - 残業を行う場合に『所属長が残業を承認する』ことが、「残業時間の減少」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資するとともに、『所属長の指示による残業』は、「残業時間の減少」により寄与すること。
- が示唆される。

第3図 平均的な1週間当たりの残業時間が与える影響度【「0時間」を0《基準》とした場合】（注1）



第4図 残業を行う場合の手続きが与える影響度【「本人の意思や所属長の指示に関わらず残業が恒常的にある」を0《基準》とした場合】（注1）



（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

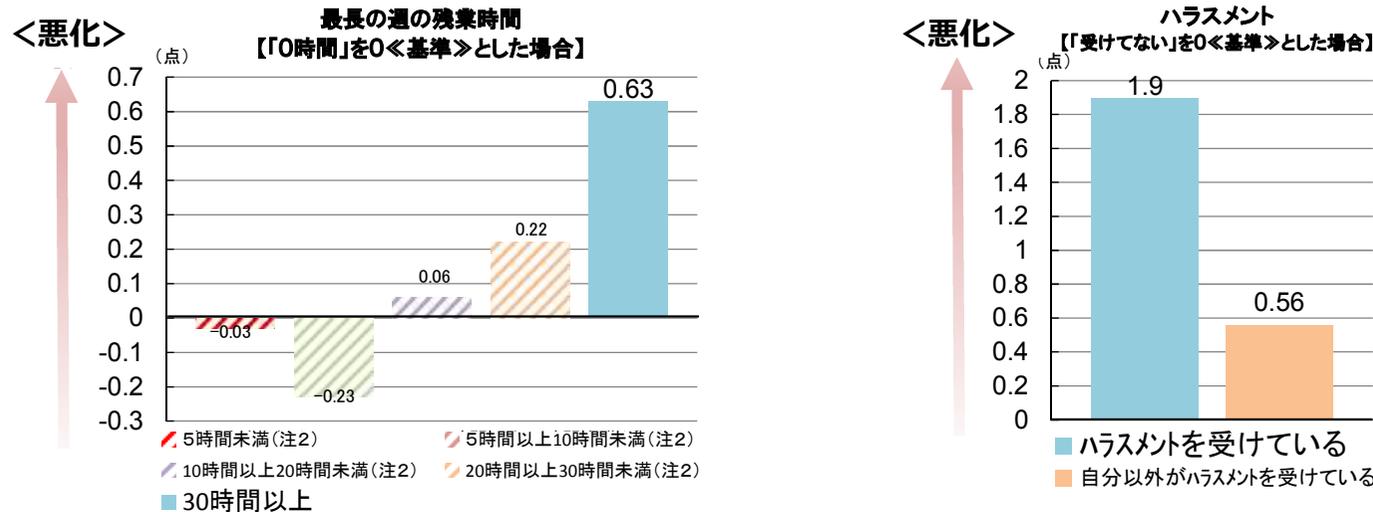
- （注）1. 年間の年休取得日数とメンタルヘルス状況の図中に示されたシャドウをかけた部分を除いて、全て統計的に1%もしくは5%水準で有意であったものを記載している。
2. 年間の年休取得日数とメンタルヘルス状況の図中に示されたシャドウをかけた部分は、該当変数が統計的に有意ではなかったことを示している。
3. 「メンタルヘルス状況」は日本版GHQ（The General Health Questionnaire、GHQ精神健康調査票）を用いており、0～12点で評価される。点数が高いほどメンタルヘルスの状態が悪く、点数が低くなるほどメンタルヘルスの状態が良好になることを意味するものである。

# 過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度⑬）

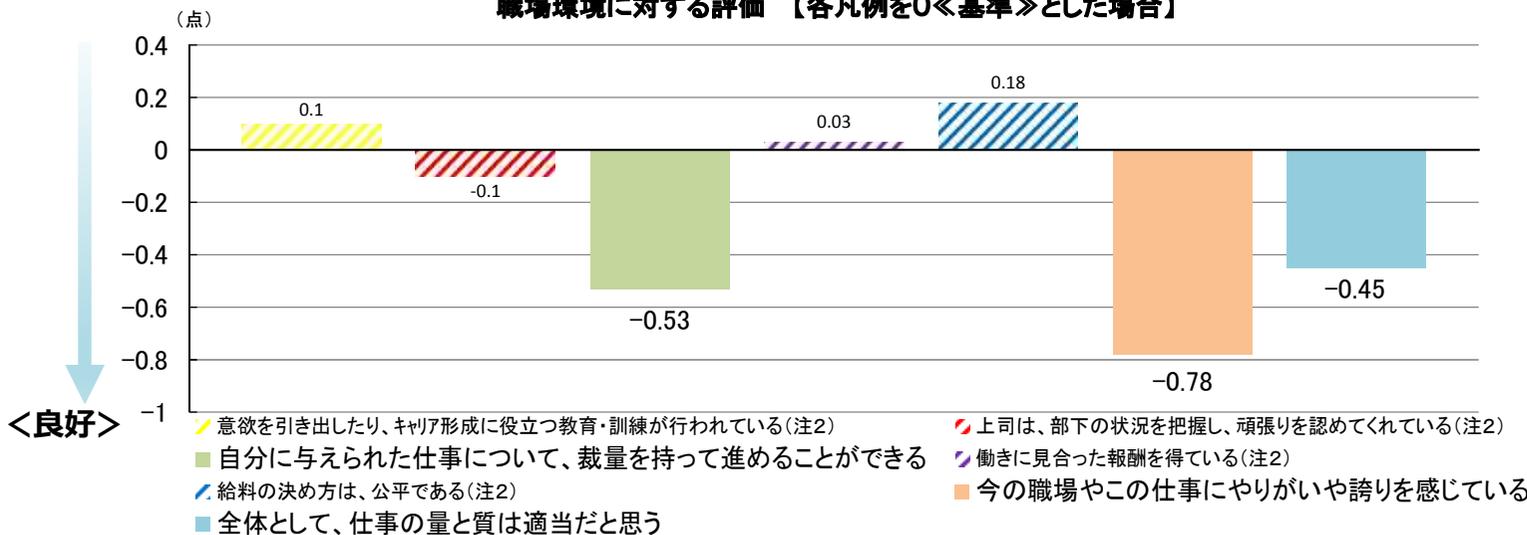
## 分析結果（その3）～「残業時間」、「ハラスメント」、「職場環境に対する評価」が及ぼす影響～

- 『最長の週の残業時間が30時間以上であること』、『ハラスメントがある職場』は、「メンタルヘルスの状態」が悪くなること。
  - 『裁量をもって仕事を進めることができる』、『仕事に誇りややりがいを感じる』又は『適当な仕事量である』職場環境を構築することは、「メンタルヘルスの状態」が良くなること。
- が確認された。

第5図 「メンタルヘルス状況」に与えるその他の影響度(主なもの)(注1、注3)



**職場環境に対する評価** 【各凡例を0<<基準>>とした場合】



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

- (注) 1. 最長の週の残業時間、職場環境に対する評価の図中に示されたシャドウをかけた部分を除いて、全て統計的に1%もしくは5%水準で有意であったものを記載している。
2. 最長の週の残業時間、職場環境に対する評価の図中に示されたシャドウをかけた部分は、該当変数が統計的に有意ではなかったことを示している。
3. 「メンタルヘルス状況」は日本版GHQ(The General Health Questionnaire、GHQ精神健康調査票)を用いており、0～12点で評価される。点数が高いほどメンタルヘルスの状態が悪く、点数が低くなるほどメンタルヘルスの状態が良好になることを意味するものである。